

## 大韓帝国期に設置された境界警務署の役割について ： 『旧境界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜 粹』を用いて

小林, 玲子  
培材大学日本学科

<https://doi.org/10.15017/2186178>

---

出版情報：韓国研究センター年報. 10, pp.17-49, 2010-03-26. Research Center for Korean Studies,  
Kyushu University

バージョン：

権利関係：

# 大韓帝国期に設置された境界警務署の役割について

—『旧境界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粹』を用いて—

小林玲子（培材大学日文学科）

## はじめに

豆満江北岸に朝鮮人が大挙して移り住むようになったのは、朝鮮哲宗（在位1849～1863）の末年とされている<sup>1)</sup>。それまで、この地帯と鴨緑江北岸は清国により封禁政策がとられていた。しかし、1860年に北関地方で広域にわたる大水害があり住民に莫大な損害が発生し<sup>2)</sup>、1866年春にもまた、豆満江沿岸地帯で洪水があった<sup>3)</sup>。1865年から1867年にかけては、犯越の禁の罪を繰り返しても豆満江北岸に逃亡し、移住する者がいることが発覚した<sup>4)</sup>。このため、朝鮮政府は豆満江北岸地帯への移住を防ぐために、1867年豆満江南岸沿いに兵を配置した<sup>5)</sup>。しかし、なおも、六鎮およびそれ以外の北関地域からも移住する者がいることが明らかとなった<sup>6)</sup>。清国においても、1867年に朝鮮からの農民の流入を改めて厳しく禁じたが<sup>7)</sup>、1873年には豆満江北岸流域での朝鮮人の耕作状況を調査するに至った<sup>8)</sup>。朝鮮人流民がその後も途絶えることがなく、1860年11月4日に清国とロシアの間で締結された「中俄国統増條款」で<sup>9)</sup>、豆満江北岸下流域に国境が画定したこともあり、清国が边防の要地として間島を認識するようになったため、1881年に吉林省東南部の封禁地帯の解放に踏み切った。しかし、清国側が調査を行ったところ、すでに数千人の朝鮮農民が2000余晌の土地を開墾しており、咸鏡道觀察使は彼等に地券を発給し、地籍を作成していることが明らかとなった<sup>10)</sup>。このため、1882年に、清国礼部は朝鮮農民を清国籍に編入することなどを朝鮮政府に照会した<sup>11)</sup>。朝鮮政府はいったんこれを了承した。しかし、礼部に咨報し、間島で農業を行っている朝鮮人は清に帰属させずに刷還してもらいたいと要請したところ、清国政府もこれを許容したが<sup>12)</sup>、その朝鮮人の居住地域と関連して国境調査の提起が朝鮮側からなされた<sup>13)</sup>。

1885年9月から11月まで乙酉勘界談判、1887年3月から4月まで丁亥勘界談判が行われたが、国境を画定する

- 1) 田川孝三「近代北鮮農村社会と流民問題」朝鮮編修会研究彙纂『近代朝鮮史研究』第1輯、1934年、484ページ。以下、田川論文と表記する。
- 2) 「哲宗庚申 [1860] 年9月初9日、初10日 [10月22日、23日]」『日省録』哲宗178、ソウル大学奎章閣、1995年、406～408ページ。以下、書名と巻数を記す。
- 3) 田川論文、525ページ。
- 4) 「李太王乙丑 [1865] 年10月初10日 [11月27日]」『日省録』高宗30、78ページ。「李太王丙寅 [1866] 年12月初3日 [1867年1月8日]」同書、高宗50、769～770ページ。
- 5) 「李太王丁卯 [1867] 年1月21日 [2月25日]、4月13日 [5月16日]、6月7日 [7月8日]」『日省録』高宗51、839～840ページ、高宗54、949ページ、高宗57、108ページ。
- 6) 「李太王戊辰 [1868] 年10月11日 [11月24日]」『日省録』高宗75、704～707ページ。「李太王丁丑 [1878] 年12月25日 [1879年1月17日]」同書、高宗199、29～30ページ。
- 7) 「寧古塔副都統為查禁朝鮮人越界的札文」同治6 [1867] 年（史料に月日の記載なし）『琿春副都統衙門档案』楊昭全、孫玉梅編『中朝邊界沿革及界務交涉史料匯編』吉林文史出版社、1994年、1140ページ。以下、『史料匯編』と表記する。また、本稿では、原則として、簡体字および韓文漢字は常用漢字で記す。
- 8) 「寧古塔副都統為派員前往土門江巡查奸民越界墾田事的咨文」同治12 [1873] 年7月5日 [8月27日]『琿春副都統衙門档案』（『史料匯編』、1140～1141ページ）。
- 9) 「中俄国統増條款」第1条「……順琿春河及海中間之嶺至図們江口其東皆屬俄羅斯国其西皆屬中国……」、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03041153800（第18～20画像から）、鹿屯島関係雑纂（1. 4. 1）（外務省外交史料館）。
- 10) 「光緒7 [1881-1882] 年11 [12-1] 月」朱寿朋撰『光緒朝東華錄』第1冊、中華書局出版、1858年、186ページ
- 11) 「光緒8 [1882] 年2月初6日 [3月24日]」『大清德宗景（光緒）皇帝実録』卷143、台北華文書局、1970年、1304ページ。以下、『光緒実録』と表記し、巻数を記す。

に至らなかった。豆満江の水源はいくつかの支流に分かれていたが、最終的に清国が石乙水を、朝鮮が紅土水を境界とするということに両国の主張が絞られた。石乙水は紅土水より南にあるので清国領土が広くなり、逆に、紅土水を国境線とすれば朝鮮の領土が広がるという違いがあった。朝鮮はそれを譲らずに紅土水を主張し、この後勘界問題はしばらく途絶えることになった<sup>14)</sup>。

1900年の列強による義和団鎮圧戦争の際に、ロシアは満洲を占領し、間島では琿春が7月30日に制圧された<sup>15)</sup>。豆満江対岸の朝鮮は間島からの馬賊の襲撃と強奪行為に頻繁にあい、豆満江沿岸地帯の治安は極度に悪化していった。しかも、韓国政府は、従来、間島に住む朝鮮人から保護の請願を受けることがしばしばであったため、辺界警務署、ついで、北壘島視察使（後に北壘島管理使）を置いたのであった。

辺界警務署は1901年2月16日に出された勅令第5号により<sup>16)</sup>、間島に住む朝鮮人を保護する目的で設置され、1907年2月20日に廃止された<sup>17)</sup>。北壘島視察使には1902年5月に間島の朝鮮人の戸口調査を目的として李範允が派遣されたが、さらに1903年8月11日に議政府参政内部大臣の金奎弘が間島の朝鮮人を積極的に保護する必要があるという上奏をし、北壘島管理使に韓国政府は任命した<sup>18)</sup>。1904年2月に日露戦争が勃発すると、李範允は間島で勢力をますます拡大し、豆満江周辺住民に被害が出るようになったため、清国から再三撤回要求がなされた。このため同年6月15日に廃止するとりきめを韓清で行い<sup>19)</sup>、李範允は間島から撤退せざるを得なくなって沿海州に居を移した<sup>20)</sup>。

1905年9月にポーツマス条約が調印され、同年11月に日本が乙巳保護条約を韓国に調印させ、韓国の外交権は外務省の管理下に置かれた。1907年8月に統監府は憲兵を含む官吏を派遣し、統監府間島派出所を設置したのである。このときから日本は、間島問題に関し、韓国に代わって清国と交渉することになった。1909年9月4日に日清間で間島協約が締結され、間島は清国の所属となった（第1条）。また、間島に住む朝鮮人に関しては、間島

12) 金魯奎『北興要選』刊行者未詳、1904年（朝鮮古書刊行会編『朝鮮群書体系』第15輯、1911年、92ページ）。『北興要選』には、咸鏡北道慶源に住んでいた處士の金魯奎が、白頭山定界碑に関する歴史的事実および朝鮮政府の現地踏査、清国との国境画定交渉、北壘島視察使李範允派遣について記述し、間島は朝鮮の領土であると主張されている。清国側の史料では、「光緒8 [1882] 年8月26日 [10月7日]」『光緒実録』巻150、1381ページ。

13) 「朝鮮国王咨請派員会勘辺界来文」光緒8 (1882) 年10月17日 (11月27日)、故宫博物院編『清光緒朝中日交渉史料』巻4、文海出版社、1970年、85～86ページ。

14) 朝鮮総督府警務局『高等警察資料 間島問題の経過と移住鮮人』、1931年、18～23ページ。

15) 延辺朝鮮族自治州档案館編『延吉大事記 (1712—1988)』延辺大学出版社、1990年、19ページ。以下、『大事記』と表記する。

16) 「勅令第5号 咸鏡北道辺界に警務署を設置する件」『官報』第1814号、1901年2月19日。以下、『官報』の件名や直接引用箇所は、日本語に訳すこととし、以下同様とする。

17) 「勅令第8号 警務署廃止に関する件」『官報』第3696号、1907年2月22日。

18) 「議政府参政内部大臣臨時署理議政府参政金奎弘謹」1903年8月11日、『官報』第2594号、1903年8月18日。

19) 清国側が李範允の撤回を求めたのは、李範允が私設軍隊を率いて清国側と衝突することが多かったこともあるが、清国側は李範允の役職を咸鏡北道の壘島に住む朝鮮人の管理官と認識し、韓国政府が当該地域は朝鮮の領土に含むことを主張しようとしているのではないかと警戒していたことが次の史料からわかる。

「並称、視察使李範允来文、忽改称咸北壘島生民財産保護管理使官銜、附会海口通商租界内商民、帰本国領事官保護之説、謂越壘韓民応歸韓官管理、置約章專条於不問、堅執混攪、民不聊生等語、本大臣查、中韓交界、凶回鴨綠兩江、天然界限、由来已久、凡属沿江一帶、均屬我之疆土、…… [中略] ……乃李範允附会海口通商租界内章程、遽謂越壘韓民応歸韓官保護、徐相懋、始欲越界修城、現又欲越界建署、以便管理壘民、均屬違悖定約、若不撤回究処、必致滋起衅端」（『照会』1903年12月2日、清国出使大臣許台身發韓国外部大臣署理李夏榮宛、高麗大学校重細亜問題研究所編『旧韓国外交文書』第9巻清案2、高麗大学校出版部、1971年、657ページ。以下、『外交文書』清案2と表記する）。

つまり、清国は「咸北壘島」を、「咸鏡北道壘島」と認知したのである。ただ、韓国から清国に送られた照会には、次に見るように「北辺壘島」と記したのみであった。

「北辺壘島本属韓清交界、民不居接、久為開曠、粵自数十年来、我民之稍稍移寓者積漸加多…… [中略] ……仍着視察李範允特差管理、駐紮該島、所有一切事宜專管辦理、俾保性命財產之意、業經奏裁」（『照会第22号』1903年9月4日、韓国外部大臣署理李重夏發清国出使大臣許台身宛、『外交文書』清案2、639ページ）。このような点も辺界警務署との違いの1つであると思われるが、李範允については、稿を改めて論じることとしたい。

20) 統監府臨時間島派出所残務整理所『統監府臨時間島派出所紀要』、1910年（金正柱編『朝鮮統治史料』第1巻、宗高書房、1970年、22ページ）。以下、『派出所紀要』と表記する。

の中でも朝鮮人が集住している地域を雑居地として局限し、その雑居地内に住む朝鮮人は清国の法権に服従し、清国の裁判に帰することやその裁判へは日本領事官が立ち会える権利を持つことなどが決められたのである（第4条）。

ところで、本稿でいう間島とは、現在の中国吉林省延辺朝鮮族自治州のほぼ8割に相当する地域である。現在には「間島」という名称が残されたが、この地域の歴史的・地理的名称には「墾島」もあった。ハングル表記では、両方とも「간도」である。清国と韓国の間で交わされた照会などをみると、1880年代半ばには、すでに朝鮮から豆満江を越えて当該地域で農業を行う行為に対して「越墾」、また農業をしている朝鮮人に対して「越墾韓民（後に墾民）」という言葉が使われており<sup>21)</sup>、このような捉え方が、後の「墾島」という呼称につながっていったと思われる。

この地域周辺の住民が「間島」と自ら呼んでいたと明確にわかるのは、1898年8月の咸鏡北道鍾城に住む前副護軍吳三甲等による上疏において「分界豆満両江之間、地名間島、内地人民、認是韓界、挈去荒地」<sup>22)</sup>と述べられていたことによる。その後も韓国政府において、「間島」、あるいは、「古間島」という名称が定着しつつあったが<sup>23)</sup>、韓国政府は1902年に李範允を視察使として派遣するに際して、この地域を「墾島」と呼ぶようになった<sup>24)</sup>。つまり、大韓帝国民が「墾民」として、「越墾」している地域であるという意味で「墾島」は使われたのであり、「墾島」のほうが、「間島」より後に使われるようになったのである。したがって、大韓帝国政府の議政府、外部、内部などの文書を見ると<sup>25)</sup>、1902年以降は「墾島」が使われる頻度が高いが、必ずしも一貫しているわけではなく、「間島」が用いられる場合もあった。しかし、日本が、1907年8月に統監府間島派出所を設置し、韓国および清国に対し、一方的に「間島」を使用するようになってからは、韓国内でも「間島」が使われることが多くなっていった。

21) 「1886年3月20日付、清総理交涉通商事宜袁世凱督辦交涉通商事務金允植宛」（高麗大学校亜細亞問題研究所編『旧韓国外交文書』第8巻 清案1、高麗大学校出版部、1970年、299ページ）。また、境界警務署の「境界」という呼称は、1883年8月に議定された吉林朝鮮商民隨時貿易地方章程のなかで使用されており、清国側が容認していた表現である。前文は次のようである。「朝鮮久列藩封、勤修職貢。今于兩國境界改互市旧例、為隨時交易。系中国優待属邦之意。擬立吉林朝鮮貿易章程与各通商章程兩不相涉」（『史料匯編』、1249ページ。なお、以下、本文と注において、吉林朝鮮商民隨時貿易地方章程は吉林朝鮮貿易章程と表記する）。

22) 「咸鏡北道鍾城三品吳三甲等上疏」1898年8月31日、議政府編『経議疏本存案』1902年（マイクロフィルム番号M/F76-103-64-H、奎章閣所蔵。以下、M/Fと数字のみを記す。また、本稿ではマイクロフィルムによる史料はすべて奎章閣に所蔵されているので以降は所蔵については省略する。主章閣所蔵の史料の句読点は引用者による）。この上疏は、清国官憲からの厳しい徴税や清人匪賊による強盗などからの保護を要請する内容であった。この上疏を受けた韓国政府では、間島と指し示される地域の範囲について「査間島者、穩城之間、有豆満江分流處、不過數弓之地、本綠田土極貴、居民耕食、稱之以間島、厥後滋蔓、漸耕間島以外之地、非分界豆満江之間、通名間島也」（『照覆第96号』1898年11月1日、議政府贊政外部大臣朴齊純發議政府參政朴定陽宛、議政府編『外部來文』1896-1902年、M/F83-16-22-A-B、以下、書名のみを記す）と把握するに至った。

23) 「古間島」という名称は、鍾城郡編『咸鏡北道鍾城郡对岸古間島田今春入種民名成冊』（1901年6月、M/F75-103-30-A）、会寧郡編『会寧郡对岸古間島田結總数成冊』（1901年7月、M/F75-103-30-D）で使用されている。「間島」という名称については、穩城郡編『穩城郡越便島居民地方遠近田野墾關查檢繕冊』（1901年6月、M/F75-103-30-B）には「間島居民墾關繕冊」が収められており、また、茂山郡編『茂山郡各社对岸間島居民戸数墾土結数成冊』（1901年7月、M/F75-103-30-C）で、間島という名称が使われている。

24) 「墾島」は韓国側が清国側に対して使っていた呼称で、李範允撤退以後も、次に見るように清国は認めていなかった。「則本大臣有不能已於言者、查各種図籍、本無北墾島之名、而吉省沿邊、向以図們江天然流域為中韓分界、則由来已久、是該江之北一帶地方実属我境、該處耕種韓民、条約又載明越墾、其非貴國之地」（『照会』1904年6月3日、清国出使大臣許台身發韓國外部大臣李夏榮宛、『外交文書』清案2、691ページ）。

25) 参照した史料は次のとおりである。外部編『議政府來去法』1896年～1905年（1898年9月～1904年9月、M/F75-103-21-B、75-103-22-A）、外部編『内部來去文』1895年～1906年（1902年8月～1908年5月、M/F75-103-23-A）、議政府編『外部來文』（1898年11月）、外部編『外部日記』1903年～1904年（1903年6月～1904年3月、M/F83-16-22-A）。なお、このような間島に関する呼称の問題については、2009年8月1日に九州大学韓国研究センター主催で行われた間島研究会において、九州大学の稲葉継雄先生、松原孝俊先生、有馬学先生、また、槻木瑞生先生、花井みわ先生、金斑実先生方からご指導をいただいた。改めて御礼を申し上げたい。

## 1. 1800年代後半から日露戦争期までにおける間島に関する研究の状況

清朝末期を含めた時期の豆満江流域における朝清関係についての研究は、1. 間島移住朝鮮人問題、2. 国境画定問題<sup>26)</sup>、3. 辺境開市<sup>27)</sup>、貿易<sup>28)</sup>の実施に大きく分けられるが、本稿は3つのうち1の朝鮮人問題に焦点を当て、間島移住朝鮮人に対する朝鮮政府の対応について取り組んでいるため、ここでは、1に類別される研究が日本ではどのようなであったかを見ることとしたい。

間島に移住した朝鮮人に着目した研究では、まず、田川孝三「近代北鮮農村社会と流民問題」（朝鮮編修会研究彙纂『近代朝鮮史研究』第1輯、1934年）があげられる。1600年代後半から勘界交渉以前までの北関地方の農村社会経済について、法制上は賦税は軽減されていたにもかかわらず、実質的な公的負担は他に比べてむしろ苛酷であったことが農村崩壊の起因となったことを国内全体の政治経済の状況や施行されていた制度と関連付けながら浮き彫りにし、ついに朝鮮人農民が間島へ移住していった過程を論究した。一方、清国による封禁政策前後の吉林省東南部、つまり、間島支配の変遷を明らかにし、清国が1881年に封禁政策を廃止し、さらに、招民開墾に踏み切ってから朝鮮人移住民の帰属および処遇をめぐる、朝鮮が勘界交渉を提起するに至るまでの両国の交渉を考察している。当該研究は、咸鏡北道あるいは間島という限られた地域の問題について、朝鮮全体がおかれていた政治経済的、社会的状況からの位置づけを行いながら、朝鮮、中国両方の史料を用いて論じたところに成果があった。その後、田川は「光緒初年朝鮮越境流民問題」（市古教授退官記念論叢編集委員会編『論集近代中国研究』山川出版社、1981年）で、先の論文を引き継いで、光緒年間に入って1882年に、朝鮮政府が清国側に間島の朝鮮人を朝鮮に刷還することを要請したため、西北経略使魚允中を吉林朝鮮貿易章程の議定以外にも、間島居住朝鮮人の朝鮮への招来安撫も任務として派遣するなどの積極的な政策をとるようになったことを解明している。しかし、その結果、当の朝鮮人農民たちが、刷還に対して反対であることが明らかとなり、清人との衝突が険悪化するという事態から、勘界談判の必要性を両国が認識した経緯を解明している。また、二度の勘界では国境画定に至らなかったが、間島に居住するに至った朝鮮人の刷還問題から発展し、朝鮮政府が清国に対して間島の領

26) 国境画定問題については、篠田治策『白頭山定界碑』（楽浪書院、1938年）が、1712年の定界碑の建立、1885、87年の朝清勘界交渉、日本の間島問題介入以後の日清交渉から1909年の間島協約締結までを論じており、なかでも、朝清交渉については国境交渉の実録を用いているため、資料的価値が高いといえる。これに対し、秋月望「朝中勘界交渉の発端と展開—朝鮮側の理念と論理—」（『朝鮮学報』第132輯、1989年7月）は、朝清で勘界談判が行われた頃を清国の対朝鮮政策が名目的な華夷の宗属関係から強力な干渉による実質的な従属関係へと急速に転換した時期と位置づけ、魚允中と金允植が国境問題において、国際公法論理体系のうち、自ら有用な部分を選択して華夷の朝清関係の中にはめ込もうとしたことを実証的に結論づけた点に成果があった。なかでも、清国側の史料を用いて、金允植が袁世凱に対し、朝鮮は境界では清国に譲歩するが、間島に居住する朝鮮人の収税代行権、訴訟・統治権は朝鮮が行使するという「借地安民」の構想を打診したことまで究明している。国境画定という一部地域の問題として局限されやすいテーマに対して、朝鮮による対外政策という大局的な立場から考察している点に深い意義があるといえる。

27) 咸鏡北道の会寧では1638年から、慶源では1646年から、中国からの要求により開市が始められたが、この分野では寺内威太郎の研究がある。「李氏朝鮮と清朝の辺市について—会寧・慶源開市を中心として—」（1）、（2）（『駿台史学』第58、59号、1983年3、9月）では、会寧開市が始まった当初は、中国東北部の寧古塔駐防八旗の生活を資するのが一番の目的であったと述べ、公市の実態は、実質的には朝鮮の清朝に対する貢納と何ら変わらない、つまり、朝鮮政府には負担を強いるもので、両国の政治関係を象徴するものであったことを究明した。特に、咸鏡道は開市に必要な種々の物品と諸経費を負担しなければならなかったため、咸鏡道の情勢を考えれば大きな打撃を与えるものであったことを明らかにした。また、「慶源開市と琿春」（『東方学』第70輯、1985年7月）では、清末に入ると、沿海州と接する琿春が国境辺防の要衝地として再認識されたが、清国は琿春開拓のために朝鮮に慶源開市を要求し、200年以上の間にわたって、農牛、農具などを供給させていたことを明らかにし、慶源開市は、清国と朝鮮の間に他の辺境開市には見られない住民間の需給関係が成立していたことを解き明かした。

28) 1883年に「吉林朝鮮貿易章程」が締結されたが、秋月望「朝中間の三貿易章程の締結経緯」（『朝鮮学報』第115輯、1985年4月）では、「朝中商民水陸貿易章程」、「奉天与朝鮮辺民交易章程」と関連付けながら、その締結過程を論じている。なかでも、朝鮮政府が、北方辺境地域の財政的疲弊が極限に達しているため、開市の改編を求めたことを指摘し、一方、清国側では陸路通商が直接、吉林、奉天に関係するにもかかわらず、現地の意見や実情を反映されていないと1883年初めに李鴻章に盛京將軍らが強い不満を表明し、陸路通商には、盛京將軍、奉天府尹、吉林將軍などが実質的に主導する形がとられるようになったことを解き明かしている。とりわけ、吉林朝鮮貿易章程第4条では、中国商民が会寧、慶源に来て商活動を行うが、それに伴う金銭関係の訴訟・紛争に対応できる「督理商務之員」を吉林から派遣し、匪賊の取締などの事務をも管轄させることになったことを論究しており、吉林朝鮮貿易章程が、吉林、朝鮮の双方によって、現地の朝鮮人の生活に一定の改善策が盛り込まれた側面があったことを指摘した。

土権を主張し、ひいては豆満江上流支流の实地踏査にまで至らせたことは、当時清国が朝鮮の宗主権を強化した最中において、朝鮮の著しい抵抗であったと当時の間島居住朝鮮人問題の意義づけを行った点に重要性があった。勘界談判以後の間島の朝鮮人問題に関する研究には、秋月望「朝清境界問題にみられる朝鮮の『領域観』—『勘界会談』後から日露戦争期まで—」（『朝鮮史研究会論文集』第40集、2002年10月）があるが、本稿の直接の先行研究となるため後述する。

韓国人による間島に関する研究は、従来から、圧倒的に「2. 国境画定問題」に焦点を当てて、歴史的立場だけでなく、国際法学、政治学に立脚して論じているものが多く、現在でもその傾向は変わらないと思われる<sup>29)</sup>。そのなかで、間島居住朝鮮人に焦点をあてたものとして、全海宗「韓族の満洲（特に間島）移住について：19世紀中期までの略史と研究の問題点」（『東亜研究』〈西江大学校東亜研究所〉第26号、1993年8月）と権錫奉「清末間島地方の越墾韓民策研究」上、下（『人文学研究』〈中央大学校人文学研究所〉第23、24号、1995年8月、96年2月）をあげられる<sup>30)</sup>。全論文は、韓国側の史料を用いて、朝鮮人が豆満江の犯越が禁じられていたにもかかわらず、対岸に居住地域を少しずつ広げていったことを時期別に実態的に明らかにした。権論文は、1881年から1894年まで、つまり、朝鮮政府が間島居住朝鮮人への保護政策を積極化する前の時期を対象とし、朝鮮人の刷還を推進できなかった朝鮮政府の弱点について、清国側が朝鮮人からの納税システムを完成させていった政策実施過程を韓中両国の刊行史料を活用して詳細に解き明かしたという成果があった。全般的に、韓国人研究者による朝鮮政府が行った間島居住朝鮮人政策を射程にした研究は少ないといえる。

領土問題に集約される傾向が強い韓国人学者の研究状況に対して、中国国内で発表された研究は、1の類型、つまり、間島に居住するようになった朝鮮人の法的処遇や生活に対するもの、朝鮮人による水田開発に関する論文が多いのが特徴である。清朝末期を対象時期に含めている研究の主な特徴は、朝鮮人が間島に移住することによって朝鮮人社会が形成されたことを、朝・清、さらには、日・中いずれの国家に帰属するのかという問題の起因として捉え、その根源を追究するという点にあると思われる<sup>31)</sup>。間島に移住した朝鮮人が清国との関係のなかでどのように生活基盤をつくりあげていったかという側面からの考察が多いなかで、金春善『延辺地区朝鮮族社会的形成研究』（吉林人民出版社、2001年）は、朝鮮政府の政策にも着目し、わずかではあるが境界警務署の存在についてもふれている。

## 2. 先行研究と本稿の目的

以上が、1800年代後半から日本が直接介入する前の時期における間島に関する研究の状況である。この時期の

29) 申基碩『間島領有権に関する研究』（探求堂、1979年）等を中心に本格的な研究が深まりをみせ、『韓国国境史研究』（法経出版社、1992年）に代表される梁泰鎮の一連の研究に引き継がれ、李漢基『韓国の領土：領土取得に関する国際法的研究』（1996年、ソウル大学出版部）などの国際法学からの研究、政治学の立場からは、崔長根『韓中国境問題研究』（1998年、白山資料院）などに至るまで蓄積がある。最近の新しい動きとして、当該時期の古地図の分析を取り入れ、領土問題を解明しようとする研究が行われている。例えば、李燾帥「18世紀の西洋古地図に現れる北方領土」（『韓民族共同体』第13巻、2005年11月）、朴宣冷「中華国内政部の地図に見る白頭山定界碑」（『東洋史学研究』第105集、2008年12月）がある。日本では、文純實「白頭山定界碑と18世紀朝鮮の疆域観」（『朝鮮史研究会論文集』第40集、2002年10月）が、奎章閣に所蔵されている古地図を用いて論究しており、朝鮮王朝の境域観には、旧領域が本来の領土であるという解釈と定界碑によって定められた領域が現実の領土であるという見解の2類型があったことを明らかにしたという成果があった。なお、韓国語の単行本および論文のタイトルは日本語に置き換えたが、以下本文、注同様とする。

30) 最近になって、チェギョンスク「韓人の間島移住研究（1890—1945）」（『比較文化研究』〈釜山外国語大学校比較文化研究所〉第18集、2006年8月）が発表されたが、清代も範囲に含めて、長い期間を総体的に論じている。

31) 「試論中国朝鮮族の遷入及其歴史上限問題」（延辺大学民族研究所編『朝鮮族研究論叢』第1輯、延辺大学出版社、1987年）に始まる朴昌昱による一連の研究、権立「試論中国朝鮮族在歴史上限問題」（延辺大学民族研究所編『朝鮮族研究論叢』第2輯、延辺大学出版社、1989年）、姜龍範『近代中朝日三国対間島朝鮮人的政策研究』（黒龍江朝鮮民族出版社、2000年）、千寿山・洪景蓮「『9・18』事変前東北三省朝鮮人的入籍状況」（延辺大学民族研究所編『朝鮮族研究論叢』第4輯、延辺大学出版社、1995年）などがあるが、特に、清国による政策が中心であるといえる。

間島居住朝鮮人に対する韓国政府の政策について論じた主な先行研究には次のものがある。

北壘島管理使であった李範允は、後に沿海州や間島で活躍した民族独立運動家となるので論及されることはあっても、辺界警務署に目配りした論文は少ない。そのなかで、先述した秋月望「朝清境界問題にみられる朝鮮の『領域観』—『勘界会談』後から日露戦争期まで」は、1900年の義和団事件を契機として、ロシア軍の進駐と治安の悪化、難民の発生という新たな状況に対応して朝鮮側は鴨緑江・豆満江の線で沿江の警備体制を強化することになったが、このことは朝鮮の防衛という側面だけでなく、対岸への影響力拡大という意味でも大きな転機となったと位置づけた。近代の朝鮮の領土・領有意識は、越江した朝鮮人が、自らを「犯越者」から「移住者」へと意識を変化させ、自国政府に国際法上の保護を求め始めた。その結果、次第に韓国政府が清国に対し国際法的根拠に基づいて、辺界警務署の設置、北壘島管理使の派遣などの保護政策を行い始めたとし、大韓帝国の国際法受容の1つのプロセスとして論じた点に意義があったと思われる。本稿では、まずは辺界警務署にしぼって、大韓帝国政府が、境界地域にすむ朝鮮人に対してどのような保護政策を実行できたのかその機能について論じることにとどめることとしたい。

劉秉虎『在滿韓人の国籍問題研究（1881～1911）』（中央大学校大学院史学科提出博士論文、2001年12月）<sup>32)</sup>は朝鮮人が間島へ移住したころから、清国政府が1909年に間島居住朝鮮人の法的地位を規定した「大清国籍条例」が公布されるまで、つまり、近代的な国籍法がなかった時代の間島に住む朝鮮人の法的地位について考察した。具体的には5章立ての構成で、1.封禁政策にもかかわらず朝鮮人が間島に移住し始めるまで、2.朝清で国境面定交渉が行われた時期（1881～1889）、3.朝鮮が積極的に間島の朝鮮人保護政策を展開した時期（1890～1904）4.日露戦争から日本が間島に派出所を設置した時期（1905～1909）、5.間島協約で間島が清国の領土であると定められてから清が滅びるまでの時期（1909～1911）のそれぞれの時期で、間島に住む朝鮮人が、朝・清間、日・清間でどのような法的地位にあったかを論じており、間島における朝鮮人社会を明らかにしていく上で、基盤を築いたという意義があった。特に、第3章では、韓国側が設置した間島居住朝鮮人を担当する機関、辺界警務署、鎮衛隊、北壘島管理使の3つをすべて取り上げているところが、今までの研究ではなかったため成果があった。そのなかで、辺界警務署については大韓民国国会図書館編『日本外務省陸海軍文書第1輯 間島領有権問題関係抜粋文書』（1975年）に収められている「旧辺界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粋」を使って検討している。この文書集には、現在のところ、原史料を見ることができない文書が収められているため有効な側面もある。しかし、劉論文では、辺界警務署の活動について、清国にどれだけ対抗できたかということに力点が置かれた考察が中心となっている。

そこで、本稿では日本が韓国政府に提出させた「旧辺界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粋」の原史料を用いて、その活動の記録から、できる限り辺界警務署の役割を明らかにすることを目的とする。今回は「旧辺界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粋」の「光武5年自6月至7月」、「光武7年1月以降6月ニ至ル」、「光武7年8月以降」の3冊を利用した<sup>33)</sup>。この日記には、辺界警務署が扱った間島関係の事件が日記形式で掲載されている。起こった事件がすべてその内容から結果まで載っているというわけではないが、その働きの実態が明確にされてこなかった辺界警務署の性格を検証していく上では重要な史料である。この史料は、統監府が派出所を間島に設置するにあたり、日本は、朝鮮が過去に行った施策を前例として、清国に対して有利に行動するた

32) 間島の朝鮮人に焦点を当てた博士論文であるが、著者は中国の延辺大学民族研究所の教官で、韓国の中央大学校大学院に留学し、作成、発表されたものである。

33) これらの史料は、外務省記録1-4-1『間島ノ版図ニ関シ清韓兩國紛議一件ノ参考書』第1巻（外務省外交史料館蔵）に収められており、当時日本側によって翻訳された原文である。

めの参考資料として韓国政府に提出させたものである。

境界警務署に着目する理由は、境界警務署がまだ領土帰属が決定していない間島に住む朝鮮人に対して、行政、司法を行うという目的で設立された機関であり、それを実行したからである。間島に境界警務署の警察官が入り、朝鮮人を咸鏡北道まで引致し、司法行為を及ぼすという行為は、間島居住朝鮮人に対する管轄権の実行を意味し、清国にとっては危ぶまれる活動であった<sup>34)</sup>。ロシアの間島占領や日露戦争など清国にとっては、行政が行き届きたくない時期であったとはいえ、境界警務署は、間島で発生した事件当事者の朝鮮人たちの訴えによって、その存在と機能を根拠づけられたという特異な性格を持っているからである。

境界警務署については、境界警務署の本部があった会寧の道警務署に一切の書類が引き継がれたということで、日本は取り寄せようとしたが、日露戦争の時にロシア兵が持ち去ったため、すべて回収することができなかった。しかし、鍾城郡衙に残された境界警務署の書類を調査させた結果、ここで取り上げた書類が発見され、日本が提出させたということである<sup>35)</sup>。

ここからは次の順序で考察したい。まず、境界警務署以外に、当該時期に間島に住む朝鮮人を保護するために派遣された北壘島視察使（後に北壘島管理使）の働きを把握する。境界警務署は朝鮮に置かれ、北壘島視察使は個人で間島に派遣されて私設部隊を持ったという大きな違いがあるが、間島の朝鮮人を保護する目的で置かれている。それから、清国の間島における施設について見ることで、これらを踏まえた上で、境界警務署の活動について検証していくこととする。

## I 韓国政府による北壘島視察使・管理使の間島への派遣と清国による間島の地方行政

### 1. 北壘島管理使—李範允の間島派遣

1902年5月に韓国政府は李範允を「北壘島視察使」に任命した。その任務は間島に入り「寄寓セル人民ヲ巡察撫諭シ戸数人口ヲ詳細ニ審査」することなどであったが、李範允は「普ク境内ヲ巡察スルニ、到ル処清人ノ暴虐ニ〔間島居住朝鮮人が〕苦シムヲ見、之ヲ防クノ法ハ唯兵力ニ依ルノ外ナキ」と判断した<sup>36)</sup>。韓国政府は、1903年8月に李範允を「北壘島管理使」に任命した。李範允は兵力の必要性を認識していたが、政府から出兵の許可を得られなかったため「自ラ壯丁ヲ招集シテ私砲隊<sup>37)</sup>ヲ編成」した。その結果「韓民ヨリ租税ヲ徴シ或ハ清国郷約ヲ捕縛シ或ハ清国ニ納税ノ義務ナキヲ声言スル等、漸次ソノ活動ヲ進メシカハ、清兵トノ小衝突絶ヘサリ」と

34) 1907年8月に統監府から間島派出所が設置された当初は、齊藤李治郎派出所長は間島で朝鮮人に対し、司法権を行使したいと考えていた。しかし、統監の伊藤博文は間島には清国の行政権が及んでいるため、朝鮮人に対して司法行為を行うと日本のあからさまな占領侵略に相当するとして反対したため、派出所は実行できなかった（拙稿『韓国併合』前後における間島居住朝鮮人の法的地位と帰化政策』『朝鮮学報』第197輯、2005年10月、49、73ページ）。また、この時、派出所が実施する裁判制度案を作成した中心的な人物は、のちに、李王職長官、京城帝国大学初代総長に就任する篠田治策であった。この篠田による文書がスタンフォード大学フーバー研究所に所蔵されているということを2009年8月1日に行われた間島研究会で松原孝俊先生にご指導いただくとともに、九州大学21世紀COE（人文科学）「スタンフォード大学フーバー研究所所蔵篠田治策文書目録」（『東アジアと日本—交流と変容』第2号、2005年2月）をご教示いただいた。

35) 統監府臨時間島派出所では、境界警務署で巡検として勤務していた朝鮮人を書記として雇っていた。「袁世凱、那桐等ハ間島ニ於ケル韓人裁判管轄権ハ多年ノ慣行ナリト主張スレトモ、韓国ハ昨年マテ茂山、会寧、鍾城ニ境界警務署ナルモノヲ置キ在リテ、同署ハ在間島ノ韓人ヲモ監視セリ。現ニ当派出所付韓国書記郎宋義植ハ七年間境界警務署ノ総務署ノ総巡検タリシモノニテ、該警務署員ハ常ニ正服ヲ着シ間島ニ入り罪人ヲ逮捕シタルコト、及之レヲ韓国官憲ニテ裁判シ並ニ民事ノ訴ヲモ受理シタルコトヲ明言シ、之レニ関スル一切ノ書類ハ会寧警務署ニ引継キタリト云フヲ以テ、右書類ヲ取寄セントシタルニ、該書類ハ日露戦争ノ際露兵持去リタリトノ回答アリ。依リテ尚鍾城郡衙ニ就キ同様ノ書類ヲ調査セシムル管（句読点は引用者）」（1907年12月9日、韓国副統監曾禰荒助参事林董外務大臣宛「間島問題一件」外務省編纂『日本外交文書』第40巻第2冊、1971年、175ページ）。

36) 『派出所紀要』、19ページ。『派出所紀要』からの引用の読点は筆者により、以下同様である。

37) 「茂山、会寧、鍾城、慶源ノ各地ヨリ銃器三百ヲ徴集シ私砲隊ナルモノヲ組織シ自ラ隊長トナリ」（朝鮮駐劄軍司令部『朝鮮暴徒討伐誌』、1913年、145ページ）。



いう状況になったので、1903年12月、清国は韓国に李範允の撤回を要求した<sup>38)</sup>。日露戦争が勃発すると、李範允はロシアに加担して、ますますその勢力を拡張し「茂山間島、会寧間島、鍾城間島、穩城間島、涼水泉子、和龍峪、六道溝付近ニ於テ或ハ官ヲ設ケ兵ヲ練リ…… [中略] ……京城ヨリ連発銃ヲ取寄セ」るなどに及び、清国は「韓清边界」に事端を生じさせないように、李範允の撤回を再び要求した<sup>39)</sup>。当初、韓国政府はこれらに対して応じていなかったが、1904年5月1日に清国が李範允の撤退の要求と勘界について、韓国外部に照会してきた時には、ついに応諾した<sup>40)</sup>。

1904年6月15日に間島の光霽峪で、韓国からは咸鏡北道交界官兼警務官である崔南隆と金炳若および鎮衛隊陸軍参領金命煥、清国からは延吉庁理事撫民府補用知府陳作彦、吉強軍統領胡殿甲が、勘界や李範允の処遇などについて全12条からなる「會議中韓边界善後章程」を議定した<sup>41)</sup>。その結果、清国政府は李範允が間島を管理することについて韓国に対し認許していないが、李範允は間島で事件を起こしてきたので、今後は、韓国が嚴重に豆満江沿岸で李範允が事件を起こすことは禁止し、撤回しなければならないと定めた。

## 2. 清国の機関

間島では、先ず琿春に地方機関が置かれた。吉林駐防八旗官の序列は、吉林將軍、副都統、協領、参領の順になっていたが、1714年に琿春に協領を設置し、寧古塔副都統の下に属させた。琿春協領の下には三旗が置かれたが寧古塔副都統の指揮監督を受けた。これが清国によって間島に設けられた最初の地方行政機関であった。琿春自体に琿春副都統が置かれたのは比較的遅く、烏蘇里以東の領土がロシア領になってからで、東部の辺境地域が不安寧になり、その上領土が割譲の危機にさらされ始めたころであった。琿春は吉林からも遠いため、高官においてこの地域を統率させることが必要だということになり、1881年5月7日に副都統を設置することを上奏し、認められた。管轄地域は豆満江以北の沿海地区で、副都統と官兵を合わせると合計622名が配置された。副都統は吉林將軍に属しその管轄を受けた。副都統は軍事機関でもあり、民政機関でもあるという性質を持っていた<sup>42)</sup>。

1881年に吉林將軍銘安の上奏により、清国政府はこの地域の封禁政策を撤廃して移民政策を実行し、南崗（延吉境内）、琿春、東五道溝、黒頂子（以上は琿春境内）に招墾局を開設した<sup>43)</sup>。当初は、山東省などから漢族が来て耕作していたが、朝鮮人の越墾者が日増しに増えていった<sup>44)</sup>。1882年南崗には敦化県の県丞（知県の補助官）を添設した<sup>45)</sup>。

1883年9月に吉林朝鮮貿易章程<sup>46)</sup>が締結されたことを根拠として、翌年に延吉地域では和龍峪（会寧対岸）に

38) 『派出所紀要』、20ページ。「照会」1903年12月2日、清国出使大臣許台身發韓国外部大臣署理李夏榮宛（『外交文書』清案2、656～657ページ）。

39) 『派出所紀要』、20～21ページ。「照会」1904年2月29日、清国出使大臣許台身發韓国外部大臣署理李址鎔宛（『外交文書』清案2、666～667ページ）。「照会」1904年3月15日、清国出使大臣許台身發外部大臣署理趙秉式宛（同書、670～672ページ）。

40) 「照会」1904年5月1日、清国出使大臣許台身發外部大臣李夏榮（『外交文書』清案2、685ページ）。

41) 李範允や両国間で生じた武力衝突に関する条文は次のとおりである。

「會議中韓边界善後章程」

第2条 李視察範允 既屢滋事 約定後韓界 在会文武各官 趕緊禁止在辺騷擾 如再有侵犯華界之事 惟韓官等承認作為無故敗約 容心啓衅論。

第3条 李視察範允管理北墾島 華政府未給批准文憑 華界官並不允認 韓界官亦不勉強。

第5条 在会韓官 以撤去李範允、掣交李昇昊等 必待呈報韓政府 方得照辦 但經此次 會議約定後 如李範允李昇昊等 未經撤退掣交以前 倘有侵犯之事 亦歸在会韓官承認 仍作為無故敗約 容心啓衅論。

第7条 兩界民人往來 任其自便 軍人因事 無械常服往來 例以平民 惟持械過境 如無護照公文 各自格殺勿論。

（「照会第48号」1904年9月29日、外部大臣李夏榮發議政府參政申箕善宛、『照会』奎17234、奎章閣所藏）。

42) 延辺朝鮮族自治州档案館編『内部資料 延辺地区組織機構沿革（1714—1945年）』、1986年、1、3ページ。以下、『機構沿革』と表記する。

43) 『大事記』、11～12ページ。

44) 延辺朝鮮族自治州档案局編『内部資料 延吉道概況（初稿）』、1984年、12ページ。

45) 『機構沿革』、6ページ。

通商局を設け、光霽峪（鍾城対岸）に分卡、琿春地域では、西歩江に通商分局を設けた。これらは、朝鮮の会寧、鍾城、慶源などとの地方通商貿易事務を弁理し、あわせて豆満江を越えて耕作する朝鮮人農民の管理を専門的に扱う越墾局を設置した<sup>47)</sup>。1885年に越墾局は琿春の招墾局に一括され、1890年に琿春の招墾局を撫墾局に改め、移民開墾事宜を進行することになり、翌年、琿春招墾総局を局子街に移駐した<sup>48)</sup>。

間島では清国の地方機関が整い始めていたが、先述したように、1900年7月にロシア軍は琿春を占領し、琿春副都統衙門を焼き払った。間島では民衆が抗露武装軍の忠義軍や延吉民団連合抗撃俄軍などを結成し戦ったが、同年9月にロシアの烏蘇里南界交渉官が琿春副都統事務を代行し始め、10月にロシア軍が延吉一帯まで侵攻した。翌年2月に清国はロシアと交渉した結果、清国は琿春副都統の職権を回収し、ロシアは会議処を廃止したが、1905年3月までロシア軍は琿春に駐留した<sup>49)</sup>。

1902年11月に煙集崗地方（現在の延吉付近）に延吉庁撫民同知一員<sup>50)</sup>を、延吉庁の附属機関として和龍峪地方に分防経歴一員<sup>51)</sup>を置いた<sup>52)</sup>。この頃から、間島における清国の地方行政の中心地は、延吉となりつつあった。翌年2月に和龍峪分防経歴を開庁し、3月に延吉庁を正式に開庁すると同時に局子街の撫墾局を取り消し、新しく撫民理事部を置いた<sup>53)</sup>。

先に述べたように、1902年には李範允が視察使としてすでに間島に派遣されていたため、1903年吉林將軍は、軍事、警察を整え始めた。兵を招いて、それまであった捕盜練軍の吉強軍（新式陸軍ではなく、元馬賊を帰順させた軍隊で、後の巡防隊<sup>54)</sup>）を増強し、延吉区域に4營（歩隊3營、馬隊1營）を豆満江北岸に分駐した。1906年11月には、延吉庁警務総局を設立し、南北の分局を和龍と琿春に作った<sup>55)</sup>。

翌年8月に日本が統監府間島派出所（1908年4月に統監府臨時間島派出所の官制が公布される）を設置し、間島居住朝鮮人の問題に介入し始めた。これに対し、清国では辺務督弁公署を局子街に設置し、日本に対抗した。1909年9月4日に間島協約が締結され、派出所は撤退した。1910年1月に延吉庁は延吉府に昇格した<sup>56)</sup>。

46) 「吉林朝鮮貿易章程」

第1条 兩國辺地以図們江為界、図們江北岸、東岸、吉林所属之地、大半荒陬、向無村鎮。敦化県城距江岸甚遠、自应于会寧対江之和龍峪沿江一带、設立稅務局、准吉林商民蓋房屯貨、与会寧一江之隔、俾商民人等可以朝至夕歸往来甚便、由吉林派出督理商務之員、征收稅課、稽查匪類。琿春与慶源府相去甚近、应于琿春所轄之西歩江渡口添設分局、另行委員收稅、兼司稽查事宜。

第5条 吉林既于図們江辺之和龍峪、西歩江兩處設立稅務局分局、朝鮮鍾城之対岸亦系従前互市商民通行之路、自應酌設分卡由總局派員稽查匪類及偷漏貨物等弊。

（『史料匯編』、1249～1250ページ）。

47) 『大事記』、13ページ。「和龍峪総局用督理委員一員、隨員二員、英文翻譯一員、朝鮮、俄羅斯通事各一名、司事四名、書識二名、聽差〔小使。以下同じ〕六名。西歩江分有委員一員、司事二名、書識一名、通事一名、聽差三名。光霽峪分卡委員一員、司事、通事、書識各一名、聽差二名」（『琿春県志』巻11交渉 権稅交渉 中韓成案、光緒10（1884）年）。

48) 『大事記』、17ページ。

49) 『大事記』、19～20、22ページ。

50) 庁は、州や県にくらべて下のレベルの行政機関でモンゴル人、旗民など民族が雑居する地域に置かれた。他に吉林庁、長春庁などがある。庁の長官は同知で、正五品であった。同知には、撫民同知と理事同知の2つがあり、まず、撫民同知を置き、それに理事同知を兼任させるか、撫民同知から理事同知に改めるのが一般的であった（田志和・潘景隆『吉林建置沿革概述』吉林人民出版社、1990年、100～101ページ。以下、『沿革概述』と表記する）。

51) 吉林省内で府庁州県が正式に建治される前の地域は、人口も少なく、田畑もわずかで、事務が簡易だったので、まず、府署などから補佐官を派遣し、分防、つまり、警察、調査などの仕事をして、鎮撫、安眠、統治管理をして設治の条件を整えた。その上で、県、州、庁をその地域に設けることを上奏し成った後、分防は、廃止したり移転させたりした（『沿革概述』、102ページ）。

52) 『大事記』、21ページ。『機構沿革』、5ページ。

53) 『大事記』、21ページ。

54) 拙稿『韓国併合』後の間島における朝鮮民族独立運動に対する日本の取締』『朝鮮学報』第209輯、2008年10月、75ページ。

55) 『大事記』、21、23ページ。

56) 延辺朝鮮族自治州地方志編纂委員会編『延辺朝鮮族自治州志』上巻、中華書局、1996年、27～31ページ。

## II 境界警務署

### 1. 境界警務署の目的と役割

境界警務署が必要とされたのは、間島を含めた豆満江沿岸に住む「辺民」を「匪類」から保護するため、住民からも清国側の「馬賊」からの保護要求の訴えがあった<sup>57)</sup>。議政府賛政警部大臣閔泳喆から境界警務署の設置が勅令案として提出され<sup>58)</sup>、それがそのまま 1901年2月16日勅令第5号として出され、咸鏡北道境界の「一切墾荒辺戸」を保護するために警務署を置くことを定め、警部大臣が選抜した人員が送られることとなり、警務官2名、総巡4名、巡検200人が配属されることとなった<sup>59)</sup>。具体的には、会寧に大署が、鍾城と茂山には分署が置かれた<sup>60)</sup>。

境界警務署の役割は、内部が出した間島に住む朝鮮人に向けた「告示」によれば、1.衛生、2.行政、3.司法であった<sup>61)</sup>。鍾城分署では、1901年6月中ごろから豆満江を渡って鍾城対岸地域を中心に、市場を警邏し、訓示、曉諭を行い始める一方、6月23日には、間島に住む朝鮮人のなかに鍾城分署の活動の協力者を選定していた。会寧大署からの指令でアヘン畑を駆除するなどの仕事も行った（表1-1~13）。次項で、さらに鍾城分署の日記を手がかりにして、境界警務署の役割を見ていくこととしたい。

### 2. 事例から見る境界警務署

「はじめに」でも述べたように、「旧境界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粹」の「光武5年自6月至7月」、「光武7年1月以降6月ニ至ル」、「光武7年8月以降」の事例を整理した。

#### (1) 光武5年6、7月の境界警務署の活動

境界警務署鍾城分署が設置されて間もない頃は、主に鍾城対岸の間島に住む朝鮮人に対し、境界警務署が保護するということを巡検等が警邏することによってアピールしていた。

鍾城分署は、鍾城対岸間島の各社から1901年7月2日、8日には戸口成冊の提出を受け（表1-10、16）、清国匪賊らが間島に住む朝鮮人を襲い、掠奪する行為が起こった場合には朝鮮人がその被害を鍾城分署に訴えるとい

57) 「全省之地土瘠民貧、朝家之所以矜憫者久矣。輒近以来响匪猖獗開北沿辺、被其禍数万生靈靡所依頼、若不別設方略以為保護、[1字不明]哀我赤子其何以奠接乎。我皇帝陛下特軫 宸念錦玉靡安爰降 勅令創設境界警務署該警官與惣巡亦為別差下送。(句読点は引用者)」

(「第2号 議政府奉 1901年3月1日」(大韓民国国立国会図書館編『日本外務省陸海軍文書第1輯 間島領有権問題関係抜粹文書』、1975年、94~95ページ。以下、『抜粹文書』と表記する。『抜粹文書』の句読点は引用者)。

58) 「咸鏡北道境界に警務署を設置する件」1901年2月(史料に日付の記載なし)、議政府賛政警部大臣署理閔泳喆發議政府賛政度支部大臣閔丙奭宛、議政府編『各部請議書存案』1896年~1904年、M/F78-103-111-2。

59) 「勅令第5号 咸鏡北道境界に警務署を設置する件」

第1条 咸鏡北道境界に警務署を設置し、一切墾荒辺戸を保護するものとし、位置は地方の事情に随って適宜定める事

第2条 該警務署は警部管轄に属し、該官吏は警部大臣が選選し奏して派する事

第3条 職員は左の如くする事

警務官2人 奏任

総巡4人 判任

第4条 巡検は200人と定める事

第5条 該官吏の俸給は各開港場警務署の俸給の【例に】依り支給する事

付則

第6条 本令は頒布日から施行する事

光武5年2月16日

勅 議政府議政署理賛政度支部大臣 閔丙奭

(『官報』第1814号、1901年2月19日)。

60) 表1の2からわかるように、鍾城分署では、間島に住む朝鮮人も巡検として採用のための募集を行っていたことがわかる。

61) 「皇上陛下以如傷若保之念尚慮懷綏之未得其方、或衛生失宜而疾病生歟、政教未遍而争端起歟、司法無所而竊盜熾歟。乃命有司先後警務署于境界蓋職責者三、一曰衛生、二曰行政、三曰司法」

(「第1号 告示咸鏡北道境界民人等 1901年3月【史料に日付の記載なし】内部」『抜粹文書』、93~94ページ。告示文は、原史料を今のところ見つけ出すことができない)。

う手段をとっており、境界警務署は、間島に居住する朝鮮人にとって、間島の朝鮮人を保護し、管轄する機関として定着しつつあった（表1-14~16）。

このような鍾城分署の行動に対し、琿春副都統の職権を回収したばかりの間島では、鍾城対岸で通商局の分署が置かれていた光霽峪の官員である葉含芬が警戒するようになり、1901年6月24日には、これまで交渉のあった鎮衛隊の鍾城小隊と鍾城郡守を通じて、境界警務署と直接協議を行い、1901年7月10日にも葉が鍾城分署に朝鮮人保護に関する協議を求めて来訪した（表1-6、18）。しかし、鍾城分署の署員が場合によっては20名程度、武器を身につけた状態で豆満江を渡り、直接、間島を巡回するということは清国を刺激した。7月5日は、葉督理が10数名の清国兵で鍾城分署の巡検7名を取り囲み、巡検が帯刀して間島に来ることを非難した（表1-13）。このことがきっかけで、清国が兵を鍾城対岸の光霽峪に集結させて非常に険悪な状態になったため、7月7日に、境界警務署も会寧大署の署長が15名の警官を率いて光霽峪の清国官衙を訪問し交渉した（表1-15）。

## (2) 光武7年1月から光武8年5月までの境界警務署の活動

1901年後半から1902年にかけての記録が抜けているので、その間の状況は明らかではないが、韓清で衝突がありながらも、以下で検証するとおり、引き続き境界警務署は間島居住朝鮮人に関する事件を取り扱っていたと見られる。一方、清国側では、先述したように1902年に延吉庁撫民同知が置かれるなど行政が整い始めた。1903年1月から1904年5月までの日記からわかる鍾城分署の活動は以下のようである。

まず、1903年に鍾城分署が関わった事件は28件で、事件が起こった場所は1件以外はすべて間島であり、その1件は朝鮮にやってきた清人馬賊の事件である。28件すべての詳細が明らかでないが、分かっているだけで被害者・加害者両方ともに間島に住む朝鮮人の場合は6件、間島の朝鮮人と咸鏡北道の朝鮮人の事件は10件、朝鮮人と清国人の事件は5件となっている。間島の朝鮮人と咸鏡北道の朝鮮人の事件は、咸鏡北道に住む朝鮮人が間島に居住する朝鮮人を訴えるというケースがほとんどであるが、なかには間島の朝鮮人が咸鏡北道の朝鮮人を訴えるという場合もあった（表3-26、28）。

事件の内容をみると、28の事件のうち、事件内容が記録されているなかでは金銭貸借問題が12件で最も多かった（民事に関する事件では、ほかに、人身売買、賭博が1件ずつであった）。これらの事件から分かったのは、境界警務署は、疑いのある人物には推問し、訴えられた人物については原告も必要に応じて呼んで対審を行っていたことから司法業務も行っていたということである。

これらの事件で、間島居住朝鮮人間で生じた事件であれ、間島居住朝鮮人と豆満江南岸側に住む朝鮮人との間の事件であれ、境界警務署に訴えがあり、間島の朝鮮人に疑いが持たれた場合について共通して言えることは、間島に境界警務署から巡検などが派遣され、朝鮮人容疑者を境界警務署に拘引し、罪があれば境界警務署が罰することができるという体制が豆満江沿岸地域で存在するようになったことである。したがって、豆満江沿岸地域の北岸地域と南岸地域で交流がある状況で、双方対岸の朝鮮人がなんらかの損害、被害を受けた場合には境界警務署がより効率的に担当する機関でありえたといえよう。

朝鮮と清国の間の事件では次のように扱われた。たとえ、清兵によって、警務署から派遣された巡検が捕まり、間島で拘留されることがあっても（表3-19事件3、30の場合）、鍾城分署の照会文によって短期間で釈放されていた。境界警務署も、取り扱った事件で清人が関与していても、例えば、1903年4月2日に生じた事件では、清人の馬賊が豆満江南岸までやってきたが、彼等を捕捉した後は清国に引き渡している（表3-13）。

また、1902年3月に間島で民間の清人が朝鮮人を殺害した帽児山前殺人事件（表3-32）では、韓国からは鍾城分署、清国からは延吉庁がそれぞれ事件のあった場所で合同で審査し、加害者の清人を清国側が死刑に処した。したがって、この時期においては、対象となる事件について清国が境界警務署に対して一方的に威圧するという

ことは少なかったと思われ、当該事件の場合、清国人が犯人であったが、清国が刑を軽くすることはなかったとみられる<sup>62)</sup>。

このように、清国との間で、辺界警務署は間島における朝鮮人の問題についての担当機関として認知されていたが、一方韓国内においても、1903年5月14日に稔城郡守が鍾城分署に対して間島に住む朝鮮人を逮捕してもらいたいという請求書を提出し、鍾城分署の巡検が逮捕と稔城郡衙への護送を補助していることから（表3-23）<sup>63)</sup>、官民間わず、辺界警務署は間島に関して取り扱う部署として確立されていたといえる<sup>64)</sup>。特に、鍾城分署が3つの辺界警務署のなかで重要な役割を果たしたのは、鍾城の対岸の光霽峪には清国官衙があり、延吉庁のある局子街にも近い位置にあったからであると思われる。

このように辺界警務署は豆満江沿岸地帯に住む朝鮮人にとって、生活に密着した管理・保護機関であったが、ここで用いている「旧辺界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粹」からもわかるように、事件後の善後処理を主に分掌していたのである。したがって、逆に、辺界警務署ができたために、清国が間島に住む朝鮮人に対する支配権を強化するために薙髮易服を強制することがあり、それについて、1901年10月に救済を求める献議書が中樞院議長に提出されることがあった<sup>65)</sup>。また、すでに起きた事件の被害に対応しても、清人匪賊の襲撃自体を止めることはできなかつたため、このような問題に対しても献議書が提出されている<sup>66)</sup>。辺界警務署の持つ限界が<sup>67)</sup>、1902年5月の李範允の派遣につながったのである。

1904年に入っても、豆満江沿岸の朝鮮人にとって、事件に巻き込まれたときに訴える機関としての役割を辺界警務署は果たしており、日記からわかるだけで民事的な事件は26件中9件であったが、その一方、日露戦争が勃発した時期であるため、その影響が間島にもあった。また、北壘島管理使の李範允がますます勢力を拡張しつつあったので、辺界警務署がたずさわる事件の中には韓・清兵同士の紛争も含まれるようになったのである。

例えば、1904年1月25日に李範允の管理使属員が清兵に拘束されたり（表3-36）、3月6日咸鏡北道稔城駐節

62) 逆に、1903年10月15日に、茂山の鎮衛隊の兵士が清国人2名を殺害するという事件があった（表3-31）。この時も、鍾城分署署長が、鎮衛隊参領、茂山郡守とともに、光霽峪の清国官衙に行き、清国側との交渉に参加している。

63) 1904年3月11日の事例であるが、鍾城分署で罷免した巡検の交代要員を間島の民間人から選抜している（表3-46）。したがって、辺界警務署は、間島に非常に詳しい機関として存在したのである。

64) 朝鮮人は辺界警務署に対して、事件に関する訴えだけでなく、1903年2月25日には、間島で安定的に農業ができるように鍾城対岸地域を鍾城に住む朝鮮人たちが共同で買い占めたいと訴えている（表3-6）。5月8日も訴えており、辺界警務署は京城に伝えると回答している（表3-22）。

65) 「献議書 咸鏡北道間島居民 李昇鎬、池龍奎、張極軫等薰沐再拜上書于

中樞院議長 閣下…… [中略] ……清人이 自以為彼界評하고 視我韓民을 便同奴隷하야 土稅戸役이 誅求日甚하고 勤行薙髮의 困辱을 難堪이온즉 憤激所發의 匪不知挈家撤歸하야…… [中略] ……彼輩之侵虐이 愈往愈甚하와 數十萬生靈이 必將轉壑乃已은즉 生等情勢은 已無可論…… [中略] ……敢此據實仰陳하은니 特憐此哀矜惻恒之狀하와 通牒政府하와 先與清公使로 談辦以我理我民之公法하음고 繼選通煉幹事卿宰하와 授以鎮辺撫民之任하야……

中樞院議長閣下 光武5年10月 日<sup>[本註]</sup>（1902年1月29日、中樞院編『照会原本』、M/F78-103-38-A。以下、書名だけを表記する）。また、1902年3月にも咸鏡北道会寧に住む幼学の呉壽濬が、国境画定問題と間島における韓国政府の設官政策について献議書を中樞院議長に提出している（同史料）。

66) 1902年5月に、咸鏡北道鏡城前主事六品呂衡燮が、中樞院議長に献議書を提出している。

「噫彼綠林嘯聚 警務交界官이 何以治之오며 白晝剽奪을 總巡巡檢이 何以糾之릿가. …… [中略] ……至丙戌秋 說館於和龍峪 且康寅設館於光霽峪 盡轄豆満対岸等地 使我島民 至于薙髮易服之境 惟我政府未述 又明年安知非禍及於六郡乎. …… [中略] ……以今之計 莫如民強 而廢地韓民 關於清匪 態於俄兵之久 而一面凶生之計 滔之不動 揮之不移 完如奠 使此居民 以備陰雨之策 則守而勿失可完土也. ……」

咸鏡北道鏡城前主事六品 呂衡燮 上 中樞院議長閣下 光武6年5月 日<sup>[本註]</sup>（1902年5月、『照会原本』）。

67) 辺界警務署の役割は、先に見たように、あくまで間島に居住する朝鮮人の衛生、行政、司法であり、あるいは、豆満江を挟んだ事件での清国官憲との善後交渉であった。したがって、清人匪賊の咸鏡北道への侵入を食い止めることはできなかつたと同時に、朝鮮人が咸鏡北道から間島へ入って清人に対して暴虐することも止めることはなかつたという点でも限界があった。例えば、1901年12月に、韓国兵が間島に入り、掠奪と放火をしている（『照会』1902年3月25日、清国出使大臣許台身發韓國外部大臣署理俞箕煥宛、『外交文書』清案2、542ページ）。また、表2-2にあるように、1901年6月、1902年8月には、茂山対岸の間島で清兵約400名と韓兵約200名と多数の朝鮮人の間で大規模な闘争があった。

隊の兵丁5名が清国捕盗練軍に連れ去られるという事件がおこった(表3-43)。しかし、1903年までのように、辺界警務署の署員が照会によってすぐに釈放されることはなくなり、清国側との談判が必要とされ、日数もかかるようになった。また、2月7日には朝鮮鎮衛隊が間島に入って清兵と衝突したり(表3-37)、同月19日には清から兵隊が朝鮮に入り対戦する事件も起こるようになった(表3-40)。

特に李範允が武力によって間島を実効的に支配しようとするのが、結果的に、間島に住む清国兵と衝突し、清人に被害を及ぼすこととなり、逆に豆満江兩岸に住む朝鮮人に悪影響を与えることになっていった。清兵が豆満江南岸から朝鮮人が間島に入れないようにしたり、朝鮮人を侵奪するのは、李範允が率いる私砲隊が間島にいるからであるとし、豆満江の往来を杜絶した<sup>68)</sup>。豆満江南岸沿いに住む朝鮮人たちの多くは「朝耕夕帰」という、朝に渡江して間島で耕作して夕方になると家がある朝鮮に帰るという様式の農業を営んでいたため、生活に打撃を受けることになり、1904年3月28日に、鍾城郡民は鍾城の北壑島管理事務所に押しかけるという事態にいたった(表3-51)。さらに、4月18日からは、間島で耕作している朝鮮人が耕作できないように清国が追い払うという事件が起こった(表3-52、53、56)。

### 3. 辺界警務署の廃止とその背景

その後、1906年10月1日、咸鏡北道警務署の管轄下に、新たに吉州分署、鍾城分署を開設し、鍾城分署の下に穩城分派所、慶源分派所、会寧分派所が設置された<sup>69)</sup>。1907年1月31日に鍾城分署の権任が2人増えて4人になり、巡検が18人増えて31人となって<sup>70)</sup>、同年2月20日に勅令第8号「警務署廃止に関する件」によって辺界警務署は廃止されることになった<sup>71)</sup>。

辺界警務署が廃止された大きな要因として考えられるのは、統監府が日露戦争の復讐戦に備えて間島を橋頭堡にしようとし<sup>72)</sup>、1906年12月12日には、統監の伊藤博文が間島に憲兵隊を駐留させることを具体化させていたこ

68) 清国側は、1903年8月3日(「照会」1903年8月3日、清国出使大臣許台身發韓国外部大臣李道宰宛、『外交文書』清案2、635ページ)と11月8日(「照会」1903年11月8日、清国出使大臣許台身發韓国外部大臣許理李夏榮宛、『外交文書』清案2、651ページ)に、すでに、豆満江上に朝鮮人側で私的に架けられた橋の即時撤去と再び造成することをやめるよう要請していた。

69) 「内部令 第10号」『官報』第3587号、1906年10月18日。1906年10月1日に、内部令第12号により、各道警務署、同分署、同派所所の警察官吏の配置定員が定められ、鍾城分署は次のようになった。

	総巡	権任	巡検
咸鏡北道警務署			
鍾城分署	1	2	13
穩城分派所			6
慶源分派所			4
会寧分派所			4

(「内部令 第12号」『官報』第3589号、1906年10月20日)。

70) 「内部令 第16号 地方警務署及同分署の管轄区域及配置定員を添入改正する件」『官報』第3680号、1907年2月4日。同じ咸鏡北道では、城津分署、慶源分署がそれぞれ、総巡、権任、巡検あわせて11人ずつ増えたのにくらべて、鍾城分署は以下に見るようになり多数増員された。

	総巡	権任	巡検
咸鏡北道 鍾城分署	1	4	31

71) 「勅令第8号 警務署廃止に関する件」

第1条 光武5年勅令第5号咸鏡北道辺界に警務署を設置する件と光武9年勅令第17号各開港市場警務署官制は併せて廃止する。

付則

第2条 本令は頒布日から施行する。

光武11年2月20日

勅 議政府參政大臣朴齋純

内部大臣李址鎔

度支部大臣閔泳綺

(『官報』第3696号、1907年2月22日)

72) 森山茂徳『近代日韓関係史研究—朝鮮植民地化と国際問題』東京大学出版会、1987年、229ページ。

とにあると思われる<sup>73)</sup>。この時の伊藤案はそのまま実行されなかったが、1907年8月の間島統監府派出所設置のきっかけとなり準備がなされていったのである。

1905年2月10日に警務使陸軍参将の申泰休から外部大臣の李夏榮に送られた照会によると、咸鏡北道境界警務署の権任朴鎮翼と巡検金禹鍾を日本軍司令部が拘束するということが起こっている。1904年の境界警務署の経費<sup>74)</sup>を回収するようという度支部の訓令があり、それを証明する署長の公文を持って、未納であった永興郡2万7千両、文川郡4千両、高原郡2千余両を回収に行った<sup>75)</sup>。境界警務署からこれらの地域まで派遣されていた2名を元山港に駐留中であった日本憲兵が、拘束し、その行動を推問した。2名は、署長から渡された公文を示し、また、その時、文川、高原の両郡から既に回収していた6,700余両も持っていたにもかかわらず、40日余り拘囚したのであった<sup>76)</sup>。日露戦争の最中であったが、日本にとっては、境界警務署員は信用しがたい、煙たい存在であったのではないかと思われ<sup>77)</sup>、日本が間島に派出所を設置する際には、間島と間島に住む朝鮮人に関する事

73) 統監の伊藤から、外務大臣の林董宛に次の文書を送った。

「間島ノ清韓孰レニ属スルヤハ久シク兩國間ノ懸案問題トシテ未タ解決ヲ見ルニ至ラス候処…… [中略] ……帝国政府ニ於テ之ヲ不問ニ付スヘキ義ニ非ラスト存候間、至急我カ官憲ヲ同地ニ派駐シ、之ニ韓国官吏ヲ付属セシメ韓人保護ノ実ヲ挙クル様致度。就テハ貴大臣ヨリ本件ヲ閣議ニ御提出相成決定ノ上ハ清国政府ヘ交渉セラレ、速ニ実行ニ着手候様致度。茲ニ韓国政府ヨリ送付セル間島問題参考書類一括及ヒ、本官手許ニ於テ起案セル間島警務編成、間島憲兵隊編制表、間島警務庁文官俸給歳計表、間島憲兵隊歳計予算相添此段得貴意候也。(句読点は引用者)」(1906年12月12日統監伊藤博文発外務大臣林董宛、金正柱編『朝鮮統治史料』第1巻、宗高書房、1970年、508ページ)。

74) 境界警務署の経費は、当初次のようであった。

「勅令第9号 咸鏡北道境界警務署俸給及経費に関する件」  
第1条 咸鏡北道境界警務署の俸給と経費は左の如く定める。

名目	額数	1人月俸	1年計
警務官	2人	58元	1,400元
総巡	4人	20元	960元
巡検	200人	6元	14,400元
庁使	3人	3元	108元
押牢	3人	3元	108元
庁費			2,000元
旅費			2,000元
修理費			400元
夏服費			600元
冬服費			660元
付属諸費			3,076元
罪囚費			286元
新建費			2,000元
計			27,998元

第2条 本令は頒布日から施行する。

光武5年3月8日

御押 御璽 奉  
勅 議政府議政署理賛政内部大臣 李乾夏

(『官報』第1831号、1901年3月11日)。

この予算は、1889年に、清およびロシアと朝鮮の陸路通商事務を処理するために設置された慶興監理署の予算が参考とされた(「照会第15号」1901年3月1日、議政府賛政警部大臣署理閔泳喆発議政府賛政度支部大臣閔丙奭宛、度支部編『警務庁来去文』1895年~1902年、M/F77-103-23-B)。

75) しかし、咸鏡北道境界警務署が設置された当初から、その経費の一部は訓令により、鍾城(1万5千両)、吉州(2万両)、明川(1万両)、会寧(1万両)、富寧(2千両)、鏡城(5千5百30両)、利原(1万5千両)、文川(1万両)、安辺(1万両)の9郡の公銭から支給された(「訓令」1901年4月8日、度支部編『公文編案』1894年~1901年、M/F83-16-42-6)。境界警務署は1つの大署と2つの分署から成り立っており、最初から施設を整えなければならず、巡検の数も多かった。このため、1903年度の経費予算額を見ても、各道に置かれた觀察府警務署と比較すると、経費が格段に多額であったのである。たとえば、京畿觀察府警務署4,163元2銭、咸鏡北道觀察府警務署3,667元18銭であるのに対し、咸鏡北道境界警務署は23,762元であった(「照会第4号」1903年1月14日、警務使陸軍参将李鳳儀発議政府賛政度支部大臣金聲根宛、度支部編『警部来去文』1899~1904年、M/F77-103-24-B)。その後、確認できるだけで、1903年1月と(「照覆警務庁」1903年1月[史料に日付の記載なし]、議政府賛政度支部大臣金聲根発警務使李鳳儀宛、同史料)と、1904年3月(「照会警務庁」1904年3月15日、度支部大臣朴定陽発警務使具永祖宛、同史料)に、各道警務署と咸鏡北道境界警務署の経費は、それぞれ、当該署が所在している郡で調達するという訓令がくだっている。境界警務署も他の道と同様に経費の点から見ると、安定的ではなかった。

項について、独占的に管轄しようとしたのである。

辺界警務署が廃止になった直後には、そのことを嘆き、清国による圧政から保護してもらう機関を設置してもらいたいという請願書を議政府参政大臣に出す間島の居留民がいた。したがって、辺界警務署は、現地住民の生活に根ざした活動を行っていたため、間島の朝鮮人にとって、一定の役割を果たしていたといえよう<sup>78)</sup>。

## おわりに

辺界警務署は、1901年6月から活動を開始し、清国官憲と摩擦や衝突を繰り返しながらも、間島に住む朝鮮人からは保護機関であると認識され始めた。1903年に入ると、間島居住朝鮮人同士あるいは、間島に住む朝鮮人と豆満江南岸に住む朝鮮人との間に生じた民事的な事件の訴えを受け付けており、間島における司法機関としての役割を果たしていた。その際、間島に巡検を派遣し、事件の当事者を捉えて辺界警務署へ拘引、留置していたが、それは、日記を見る限り、朝鮮人に限られており、清国人を連行するということはなく、朝鮮に入ってきて捉えた馬賊については、辺界警務署で一方向的に処罰せず清国側に押送している事例も見られた。また、清国でも、間島における地方行政機関が設置され始め、間島で清国人が朝鮮人を殺害するという事件の場合にも、清国官憲は、辺界警務署と現場検証を行い、合同で審査をしていた。したがって、辺界警務署は間島に住む朝鮮人問題について、清国側との交渉窓口という位置にあった。この時期は間島の帰属が両国政府間で決定がなされない状態であったため、どちらか一方の国が他方を完全に排除して朝鮮人の処遇を決めて実行するのはほとんど不可能であったとみられ、犯罪事件の解決に際しては抑制した原則が成り立っていたというのは豆満江流域の現地官憲の現実的な選択であったといえよう。

しかし、1904年になると、日露戦争の影響を受け、特に北壘島管理使の李範允がロシアに加担して私砲隊を強化したため、清国の兵士と衝突するようになった。このことで間島だけでなく、豆満江南岸の朝鮮人まで被害をこうむるようになったのである。また、辺界警務署は、現地に密着していたが、豆満江沿岸地域での朝鮮人に対する危害を阻止するまでの機能はなく、その役割は民間で生じた事件の善後措置が比重を占めていた。

その後、1907年2月に辺界警務署は廃止されたが、今後は、韓国政府の間島居住朝鮮人に対する政策および国境画定問題を当時の外交政策全体のなかで捉えなおしつつ、辺界警務署と北壘島管理使との関係を調べて間島居住朝鮮人にどのような影響があったかを明らかにしたい。

76) 「照会第5号」1905年2月10日、警務使陸軍参将申泰休外部大臣李夏榮宛、外部編『警務庁来去文』1895～1905年、M/F77-103-24-A。

77) 今回扱った「旧辺界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粹」によれば、辺界警務署も清国と交渉する場合に、ロシア官憲、ロシア軍の力を得ている事例が、1901年8月と1904年5月にある(表2-1、表3-54と57)。したがって辺界警務署はロシア側に近い存在だったとかがえる。

78) 1907年2月29日に北間島居民代表者によって提出された請願書は以下のようであった。

「請願書 普天之下에 有土則有民하고 有民則有官키야 官以法治民키고 民依法頼安은 即世界上通行常理也。而獨於間島에 有民無官키야 彼人壓侮와 斯民受困不一其端也。……[中略]……尚此寥然은 不啻라 按例護島키던 辺警署 [1字不明] 지 廢止키고 使此衆民으로 退棄於清人壓之下키오니 計窮望絶키야 此將向何依誰而保生乎잇가。……[中略]……此若一向拋棄而不顧 則全島居民은 便同幼兒之失慈而怙恃無處키고 強彼清官은 視以無告而益肆貧虐키고 兇彼匪賊은 認而無主漸加搶掠은 勢所必至이오니 從此而生命을 難支키고 財産을 難保이옴기 不勝痛冤之極키와 茲敢齊聲請願키오니 查照키신후 特垂普濟之澤키샤 交涉于清官키시와 確定約章키고 遣官設法키오서 ……」

光武11年2月29日 北間島居民代表者 朱範中 金賢默 金甲昇 議政府参政大臣閣下

(「請願書」1907年2月29日、内閣編『請願書』1906年～1910年、M/F78-103-119。以下、書名のみ記す)。

請願書は確認できるだけで4通提出されている。廃止直後は、辺界警務署の代わりとなる保護機関の設置を要求していたが、廃止から数ヶ月たって出された請願書では、韓清間で国境を画定し安定した状態で韓国側の公的機関を設置してもらいたいという要望を明白に行うようになった。例えば、1907年6月に提出された請願書には「……與清交涉 키야 界限을 勘定 키며 設我官憲 키야 民族을 保護 키며……」

北間島民朱範中 辺界民申泰華 金賢默 朱秉洙 朱秉謙 金龍珍 孫範哲 朱義爽 尹學魯 金瑛河 金甲明 朱錫九 韓龍海 全性義 孫珉光 崔相翊 李承淵 南明植 内閣總理大臣閣下」と書かれている(「請願書」光武11年6月[史料に日付の記載なし]、『請願書』)。



表1 光武5年6、7月の辺界警務署の活動と清国との対立（「旧辺界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粋 光武5年自6月至7月」）

日 時	辺界警務署からの派遣者	保護・取締の内容	清国からの対応
光武5年6月19日	巡検2名（朴永錫、金秉完）	鍾城対岸間島での乱酔雑技と道路の取締のため訓示を行った。市場の警邏も行った。	
光武5年6月20日	権任（張化錫）、書記（朴政禮）、巡検2名（朴在坤、崔道玄）	鍾城対岸間島に住む崔洙九の訴告によると、崔光瑞の誣訴により、鍾城分署の巡検試験に落第したことなので、鍾城分署から、権任1名、書記1名、巡検2名が派遣された。	
光武5年6月22日	総巡（安壽益）、巡検20名	総巡1名が巡検20名を引率して、間島大小泉坪社の巡察・民人の曉諭をし、間島湖川浦の市場を警邏した後、署にもどる。	
光武5年6月23日	巡検2名	間島の鶴坪および馬牌の2つの社に巡検2名を派遣して、農民のなかに、事情に詳しいものを選定し、報告させる。	
光武5年6月23日	巡検4名	巡検4名が間島湖川浦の市場警邏を行った。	清人荆顛基とその余兵10余名と会う。
光武5年6月24日			清人荆顛基が鍾城小隊と鍾城郡守を来訪したのち、鍾城分署にも面会を要請した。来意は、通商協議のためということであったが、まともななかった。
光武5年6月26日		辺界警務署会寧大署からの指令を受け、鍾城対岸間島13社にアヘン禁止を訓示した。	
光武5年6月27日	巡検2名（皮秉徳、金仕民）	間島寺洞にある金鉱に訓令を出し、人夫（清人）の不穏を禁断した。	
光武5年6月28日	権任（呉相鶴、朴政禮：書記から昇格した）、巡検4名（金仁憲、崔道玄、姜鳳文、金秉鶴）	権任2名、巡検4名を巡察のために派遣した。間島湖川浦市場に住む朝鮮人と清人の住居を巡邏し、アヘン田を駆除し、代わりに蕎麦を播種することを曉諭した。	
光武5年7月2日		鍾城対岸の間島の4つの社（厚洞、門麻、光化、開華）が戸口帳簿冊を作成し、最初に、鍾城分署に來納した。	
光武5年7月3日	巡検17名	4社の戸口成冊の來納を会寧の大署に上送した。巡検17名を派遣して、鍾城対岸間島各社に馬賊らの動静を査探させ、アヘン田を駆除させた。	
光武5年7月4日	巡検4名（皮秉徳、崔道玄、金斗甲、鄭希文）	巡検4名が間島湖川浦市場で不審な清人4名を駆逐して鍾城へ歸還した。	清人の葉督理が兵50余名を率いて鍾城対岸の光霧峪（鍾城対岸）に到來した。
光武5年7月5日	巡検7名（皮秉徳、韓世吉、張秉翰、朴永錫、韓致三、劉資圭、朴在坤）	1. 巡検7名が、鍾城対岸の上下泉坪を視察した後、清人葉督理と面会した。3. 巡検らは、葉督理の右の質問に対し、巡検が帯刀するのは我大韓法規であり、また、その人民を保護するのは万国章程である。我警察署の命令に依り、間島に來て、民間の情勢を巡察するのであると答えた。4. その後、巡検らは会寧大署に行つてこの事実を報告し、鍾城分署には、直ちに書面が會寧から送られた。	2. 7月4日に來着していた葉督理は10数名の兵で巡検を取り囲み、巡検が帯刀して間島に來るのは、事が大事に過ぎるのではないかと質問した。

14	光武5年7月6日		清兵が光霽峪に来到している状況を巡検を巡検が会寧大署に赴いて報告した。その後、鍾城分署に帰った。会寧大署の李敬順署長、権任3人、巡検50人が問島の光霽峪に向かうため、鍾城分署に寄留した。	[問島在住朝鮮人が清国匪賊などから被害を受けた場合に、辺界警務署に訴えている事例1] 問島馬牌社の顔役である朴春興が次に報告した。昨夜半に、清匪輩が各自銃銃を持って人家に突入し、馬牌社のある3家では8種の物品と銭文272両8銭を掠奪した。また、同じく馬牌社では、清匪10余人が白晝村間に入ってきて、草坪に放牧していた牛10頭を掠奪した。
15	光武5年7月7日	会寧大署署長(李敬順)、総巡1名(安壽益)、権任3名(朴政禧、金冕弘、金秉龍)、巡検10名(皮秉徳、韓世吉、金仁憲、朴永錫、池成允、姜齊亨、金周鎮、朴枝華、劉玄圭、金升玄等)	会寧大署の署長が総巡1名、権任3名、巡検10名を領率して光霽峪にいざ、清人の葉督理の態度を知るために談話して、帰った。	[問島在住朝鮮人が清国匪賊などから被害を受けた場合に、辺界警務署に訴えている事例2] 会寧対岸の永化社に住む朴如玉の家に、同じく会寧対岸の李成極が、清匪10余名とやってきて掠奪したと口告があった。このため、会寧大署の総巡の金浩錫に訓令して、李成極を捉囚させた。
16	光武5年7月8日		[問島在住朝鮮人が清国匪賊などから被害を受けた場合に、辺界警務署に訴えている事例3] 午前2時、問島鶴樓坪の識者崔容極が隣の社に匪徒の災禍がまさに及びそうな形勢なので、そのことを鍾城分署に報告に来た。また、午前3時には、同じく問島霽晴社の識者朱光致が、光霽峪に来た清兵が進入して前郷約だった高文階を招致していったことを報告した。午前4時に、問島慈洞、鷹洞両社の戸口帳簿冊を作って、(両社の代表が)鍾城分署に納めに来た。	
17	光武5年7月9日	権任2名(金冕弘、金秉龍)、巡検20名	権任2名、巡検20名を引率して、鍾城分署に到来して駐在するようになった。	
18	光武5年7月10日			対岸の光霽峪に来到した督理葉含芬および周汝楫が先ず照会を鍾城分署に送り、次に、通弁を送り、会見を要請してきた。葉は、問島の土地人民保護のため協議しに来たということであった。

表2-1 間島における韓清官憲の対立にロシア官憲が韓国側を援護した事例（「旧辺界警務署鍾城分署日記中間島関係事件抜粋 光武7年8月以降」）

日時	原告／被害者	被告／加害者	事件の発生場所	対応した機関	事件の内容／事件への対応・結果
1 光武5年8月11日	鍾城郡民3名 鍾城郡付近香山住 民1名 間島門巖社社長の 鄭俊烈	清員葉含芬	間島	(清員に対して) 辺界警務署會寧本 署署長 辺界警務署鍾城分 署署長 ロシア官員	<p>[清国との交渉に当たって、辺界警務署はロシア官員に頼んだ事例]</p> <p><b>事件1の内容</b> 光霽峪清員の葉が古間島で妾を取獲していた鍾城郡民3名、香山住民1名、間島門巖社社長の鄭を答で打ち、捉囚したという情報を得て辺界警務署では大いに驚いた。直ちに光霽峪に署長2名（鍾城分署長の俞鎮浩警務官と會寧大署長の李敬順警務官）が赴き、葉になぜ答打ちをし拘束したのかを質問し、交渉したところ、清国側は態度を変え、すぐに鍾城郡民1名と香山在住1名を解放した。鍾城分署の署長から、残りの人たちは次の日にロシア官員と会話し、公平な決定の後で解放すべきであると述べて、署長2名は帰還した。</p> <p><b>事件1への対応・結果</b> 光武5年8月12日 會寧本署署長と鍾城分署署長2名が、露官の陣営を訪れ、さらに、総巡、権任、巡檢などを領率し、露官とともに鍾城対岸各社の民情をも警察しつつ、光霽峪の清衛に在囚している人民3名を談判し解放させるために向かった。談判では、露官も参席した。露官が自らの陣に帰った後、2名の署長は残って清員葉と話し合い、3名の解放が成った。</p> <p><b>事件2とその対応</b> 清国側の官員楊德勝、葉含芬ら3名が署長2名に対し、対岸間島各社の人民および土地を辺界警務署自らが管轄し、韓戸の賦課・徵取錢中の幾千両を辺界警務署に収納し、巡檢補助の經費に充てているのかと質問した。これに対し、署長は次のように答えた。我が辺界警務署が設置されたのは朝鮮人を保護するためである。したがって、その署員にいたっては、我国庫から支出されるのであって、清国側はなぜこのような妄言を云うのかと言った。その時、清人がたちまち、劍を抜いて李署長の頭部を切りつけたので、巡檢が救護した。深傷であったが幸い危境を免れた。しかし、巡檢が負傷し、俞署長も暴力を受けそうになったので、外に待機していた巡檢が急を露陣に告げ、露官が露兵を連れてもどり署長らを助けた。その後、鍾城分署の人員は帰署した。</p>

表2-2 光武7年11月に行われた光武5年6月、光武6年8月茂山対岸の韓清人民闘争に関する交渉（「旧境界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粋 光武7年8月以降」）

2	光武5年6月及光武6年8月に茂山対岸に於いて清兵約400名、韓兵約200名および多数の韓民の間に闘争があった。清兵は韓民の家屋110戸およびこれに付帯する兵器、その他諸著の雑穀1000余石を焼失し、また、韓国の兵民は多数の清兵を殺傷した。ここにおいて、清国はその殺傷について、韓国はその傷痕について互いに賠償を要求し、談判の未ついに光武7年11月に至り局を結んだ。
	<p>[朝鮮側交渉担当者]                  辺界警務署警務官、鎮衛隊参領、茂山郡守、鍾城郡守</p> <p>[清国側交渉担当者]                  統領、清員</p> <p>1. 光武7年11月13日 清人前頭基が1名の騎兵を率いて間島の北岡から出て、まず、警務分署に行つて参領に会い、次の日鍾城郡において会同することを約して還り去る。</p> <p>2. 光武7年11月14日 崔南隆警務官、金炳若警務官が清員と談判するため、鍾城分署から出発し、捕盜練軍統領の凌維琪は随員及び騎兵100余名を率いて、豆満江を越え、隊中（鍾城守備隊）に来て、諸官員と会同談判し、間島光霽峪に戻る。</p> <p>3. 光武7年11月15日 両警務官は権任、巡檢20名を帯同し、参領、茂山郡守池昌翰、鍾城郡守朱哲潜と光霽峪に赴き、清員と茂山対岸での韓清兵民衝突事件を妥結し、辺界警務署に帰署する。</p> <p>4. 光武7年12月15日 清兵1名公文6通を持ってきた。3通は参領に当てるもので、他の3通は会寧警務署に当てるものであった。以上で、談判の妥協照会を終了した。談判妥結の結果、韓清ともにその要求を撤回し、本件のため局子街に拘囚されていた韓人は韓国に引き渡された。</p>

表3 光武7年1月から光武8年5月までの鍾城分署で取り扱ったできごと（「旧境界警務署鍾城分署ノ日記中間島関係事件抜粋 光武7年1月以降6月二至八、光武7年8月以降」）

日 時	原告/被害者	被告/加害者	事件発生地	対応した機関	事件の内容/事件への対応・結果
光武7年1月25日	(不明)	間島江西璋蔵居住の南起俊と張家の女	間島	辺界警務署鍾城分署	事件の内容 不明 事件への対応・結果 鍾城対岸間島江西璋蔵に住む南起俊と張家の女が辺界警務署に送致された。
光武7年2月8日	(鍾城付近鹿野居住の文齊軒) ←最初は訴えた側だった。	辺界警務署鍾城分署の巡檢玄泰俊、鍾城付近鹿野居住の文齋軒	間島	辺界警務署鍾城分署 辺界警務署会寧大署	事件の内容 鍾城分署の巡檢玄が昨年8月に豆満江を越えて間島で清人に銃弾を売却していたのを鍾城付近鹿野に住む文が訴えた。鍾城分署が現場 [間島] で事実を調査した結果、巡檢玄が火薬12両、露貫12円を収賄していたことが明らかになった。 事件への対応・結果 鍾城分署では、玄の巡檢の職を免じ、管刑14度、牢獄に拘留した。また、申し立てをした鹿野に住む文も銃弾を売却していたことが明らかになったので、投獄した。 光武7年2月14日 文の銃弾売却事件に関する一連の罪跡報告を起草し会寧大署に送った。 光武7年3月1日 2月24日に文のもとにある洋銃をすべて鍾城分署が回収したが、全部返還した。 光武7年3月12日 会寧大署の指令により文を釈放した。 光武7年4月8日 会寧大署の指令により玄を復職させた。

3	光武7年2月11日	鍾城付近香山居住の申泰俊	間島居住の金官甫	間島	間島警務署鍾城分署 邊界警務署會寧大署	事件の内容 鍾城付近香山に住む申が間島の金に175両を貸したが、その後返済しないで逃亡してしまつた。 事件への対応・結果 鍾城分署から巡検を派遣したが、間島の金は逃亡しており、その子に所在を隠させ言わせなかつたので、その子を捕縛して分署に連行し牢獄に拘留した。 光武7年3月9日 金官甫の子を釈放した。 光武7年3月20日 會寧大署からの訓令には、釈放した金官甫の子を會寧大署に押送せよということであつた。
4	光武7年2月16日	(間島江西韓廠に住む馬岡三) ← 最初は訴えた側だつた。	(間島居住清人の許某) (間島鍾田坪居住の許明浩) 間島の江西に住む馬岡三	間島	邊界警務署鍾城分署	事件の内容 間島江西韓廠に住む馬は、間島の清人許某の家屋付き田地を同じく間島鍾田坪に住む許明浩に通訳させて買ったが、今になって清人の許某がその土地は自分の所有地であると唱道している。 事件への対応・結果 そのため、鍾城分署から巡検を間島鍾田坪に派遣した。 光武7年2月20日 巡検を鍾田坪に派遣したが、通訳の許を捉えて来ることができなかつたので、その妻を捉えて鍾城分署に連れてきた。しかし、すぐに許明浩が鍾城分署の門外に現れたので、直ちに拘留した。 光武7年2月21日 許明浩を推問したところ、原告である馬の罪跡の有無が不明であるので、許と馬の両方を拘留した。 光武7年2月24日 許明浩に対し田庄売買の件を推問し、馬岡三に田地購入代金を支払わせて、許明浩を釈放した。
5	光武7年2月18日	間島江西龍振社居住の呉丙九	間島居住の朴万洙	間島	邊界警務署鍾城分署 巡検2名(金万奉、李昌實)	事件の内容 間島江西龍振社に住む呉の告訴によれば、朴万洙という者が、清人を唆して弊を村間に及ぼしたので、捕捉するために鍾城分署から巡検2名を派遣した。 事件への対応・結果 しかし、朴本人がいなかつたので、その弟を捕捉して直ちに鍾城分署に拘留した。 光武7年2月19日 朴万洙は弟が捕らえられたことを聞き、自ら鍾城分署門外に来たので拘囚し、弟は釈放した。 光武7年2月20日 朴万洙を推問し、嚴重に禁錮した。 光武7年3月4日 朴を答罪に処し、釈放した。
6	光武7年2月25日	鍾城郡7郷の人民			邊界警務署鍾城分署	鍾城郡に住む朝鮮人たちが、鍾城対岸の古間島を前払いで買収したいという意思を鍾城分署に訴告した。
7	光武7年3月2日	間島平崗居住の李禧源	間島馬牌(穩城対岸)居住の李官鉉	間島	邊界警務署會寧大署 邊界警務署鍾城分署 巡検2名(李奎文、李昌實)	事件への対応・結果 間島平崗に住む李禧源が會寧大署に訴告を呈出したところ、大署から指令が鍾城分署に来た。指令の内容は間島馬牌(穩城対岸)に住む李官鉉を捉えて大署に押送することであつた。 光武7年3月3日 大署の指令に従い、間島馬牌に鍾城分署の巡検2名が派遣された。 光武7年3月5日 馬牌に派遣された巡検が李を捕捉し帰還した。 光武7年3月7日 李官鉉を會寧大署に押送した。

8	光武7年3月4日	間島琿春土城居住の崔炳玉	間島居住の金志必	間島	境界警務署鍾城分署 巡検2名 (金禧彦、李昌根)	事件の内容 間島琿春に住む金が女を競売にかけけることを慣習にしたと、同じく琿春に住む崔が鍾城分署に訴えた。 事件への対応・結果 鍾城分署から巡検2名を派遣した。
9	光武7年3月7日	間島居住杉召史	間島泉坪の韓致彦および申と称する人物	間島	境界警務署鍾城分署 巡検	事件の内容 間島に住む杉の口告によれば、間島泉坪に住む韓と申が子弟などを誘い自分の家で賭博をした。 事件への対応・結果 鍾城分署では、巡検を派遣し、韓と申の両人を捕拿させ拘留した。
10	光武7年3月12日	鏡城居住の張世進	間島湖川浦居住の朴永京	間島	境界警務署会寧大署 境界警務署鍾城分署 巡検	事件の内容 鏡城に住む張が会寧大署に告訴したため、大署から鍾城分署に指令と訓令が下った。訓令によれば、湖川浦の朴が借金を返さないで、鍾城分署から巡検を派遣し、捉来し質問して、負債を返済させよということであった。指令も同様の内容だったので、鍾城分署から巡検を間島に派遣した。 事件への対応・結果 光武7年3月17日 [巡検が間島から押送して] 鍾城分署に拘留していた朴を会寧大署に押送するため巡検とともに出発した。
11	光武7年3月16日	鍾城郡居住の金君先	間島江西虚門居住の金洪洙	間島	境界警務署鍾城分署 巡検	事件の内容 鍾城郡に住む金君先は、間島江西虚門に住む金が4年前に買った物の代金をまだ払わないため、鍾城分署に訴告した。 事件への対応・結果 このため、鍾城分署は巡検を派遣した。 光武7年3月17日 巡検は、金が居らず捉えて来ることができなかつたので、金の妻の父を捉えて来て査問したが、事実を知らないということで釈放した。
12	光武7年3月25日				境界警務署会寧大署 巡検1名 (朴永克・間島) 境界警務署鍾城分署	会寧大署から鍾城分署へ下った訓令によれば、1. 日本銀貨50元を送付するので、巡検の2ヵ月分の俸給を支給すること。 2. なお、鍾城分署の財政のことは、権任の韓世吉に専管させること。
13	光武7年4月2日		馬賊で清人の馬金鐸、名不明の砲手李某の子	(馬賊が朝鮮にやっしてきたと思われ)	境界警務署会寧大署 巡検4人 清国官衙	[境界警務署が清人馬賊を捕捉し、清側に押送した事例] 会寧大署が、清人で馬賊の馬金鐸、名不明の砲手李某の子の2人を捕捉し、鍾城対岸の清国官衙に押送したという照会1通を鍾城分署に持ってきた。 光武7年4月8日 清館に派遣した巡検が清人馬賊2人の領収書1通を持参して帰還した。

14	光武7年4月7日		問島江西許文居住の沈吉隆	問島	辺界警務署会寧大署 辺界警務署鍾城分署 巡検2名(玄泰俊、金萬奉)	会寧大署が鍾城分署に対し問島江西許文に住む沈吉隆を逮捕し会寧大署へ押送するよう訓令を発した。 光武7年4月16日 江西許文に住む沈を逮捕するため、巡検2名を派遣した。 光武7年4月23日 沈を逮捕できず、巡検2名がむなししく帰選した。
15	光武7年4月15日	問島輝春土城居住の朴永権	問島居住の姜・崔の2名	問島	辺界警務署会寧大署 辺界警務署鍾城分署 巡検2名(朴秀永、崔道玄)	問島輝春土城に住む朴永権が会寧大署に呈訴した。それで、会寧大署は鍾城分署に対し、問島輝春に住む姜・崔の2人を捕拿し大署に押送するよう訓令と指令を出した。 光武7年4月20日 輝春に派遣した2名の巡検が、姜・崔の2人を捉来したので、鍾城分署に拘留した。
16	光武7年4月16日	鍾城郡居住の英相権	問島花田岨居住の全永瑞	問島	辺界警務署鍾城分署 巡検1名(金瑞益)	事件の内容 問島花田岨の全が、鍾城の英に借金を返さない。 事件への対応・結果 鍾城の英の訴告により、問島の全を逮捕するため巡検を派遣した。 光武7年4月17日 花田岨に派遣した巡検が、全を捉来し推問の後、拘留した。 光武7年4月18日 全に推問したところ、事実と相違がなかったため、40兩を払わせて原告に渡した後、釈放した。
17	光武7年4月17日	鏡城居住の李基和	問島江西東盛湧居住の方致三	問島	辺界警務署会寧大署 辺界警務署鍾城分署 巡検1名(張乗翰)	事件の内容 鏡城に住む李が問島江西東盛湧に住む方に貸した金銭を取り戻すために会寧大署に訴告した。 事件への対応・結果 会寧大署からの訓令は、鍾城分署は方を捉えて来て取り調べよということであった。 光武7年4月18日 会寧大署の訓令により、方致三の逮捕のために、巡検1名を派遣した。
18	光武7年4月23日	穩城居民の盧哥	問島南嶺居住の俞汝三	問島	辺界警務署鍾城分署	事件への対応・結果 穩城居住の盧が売った家付き田地の代金を問島南嶺洞に住む俞が払わないので、鍾城分署が田地価格の80兩を俞に支給させた後、釈放した。

19	光武7年5月1日	鍾城付近邑社香山南溪三灘居住民	間島江西居住の韓允中、尹順若、嚴公七	間島	1. 境界警務署鍾城分署 巡検2名 2. 境界警務署鍾城分署 巡検1名(蔡圭律)	<p>[1つの事件から2つの事件に派生した事例]</p> <p>事件1への対応・結果 鍾城付近邑社香山南溪三灘の居住民の訴告により、間島江西居住の韓、尹、嚴の3人を逮捕するために巡検2名を派遣した。巡検は、韓、尹の2名を捉来して推問したところ、訴状の内容と相違ないので答刑20度に処して牢囚した。</p> <p>事件2の内容 韓、尹の口訴によれば、香山居住の金順伯が船を造り、清人に売却しているということであった。</p> <p>事件2への対応・結果 香山に住む金を捉来するために巡検1名を派遣したところ、1日で捕提して帰署した。</p> <p>光武7年5月5日 香山の金を捕拿し推問した後で、答罪20度に処し、拘囚した。</p> <p>[境界警務署から巡検が犯人逮捕・押送のため、間島に入って、清兵に捕まることがあっても、鍾城分署の照会で比較的早く釈放されていたことが分かる事例1]</p> <p>事件3の内容 間島江西の韓、尹、嚴のうち、嚴を逮捕するために間島に向かった巡検2名が清兵によって追捕され、清館に拘留された。</p> <p>事件3への対応・結果 光武7年5月2日 鍾城分署の巡検2名が清国に捉えられた事件につき、清館に照会文を送り、次いで会寧大署に報告文を送付した後、新たに巡検を清館に派遣した。</p> <p>光武7年5月3日 清館に捉えられていた巡検2名が放免され、帰還した。</p> <p>光武7年5月8日 嚴を捉えにいくため、巡検3名を間島江西に派遣した。</p> <p>光武7年5月9日 嚴を逮捕するために向かっていった巡検3名は嚴を捕縛して帰署した。</p>
20	光武7年5月4日		間島大河田(慶興対岸)に住む李と崔	間島	境界警務署鍾城分署 巡検2名	鍾城分署から派遣した巡検2名が間島大河田に住む李と崔を捉えて帰署した。
21	光武7年5月6日		間島東盛湧の李順彦	間島	境界警務署鍾城分署	間島東盛湧に住む李順彦を捉来するために、巡検4人を派遣した。 <p>光武7年5月8日 間島東盛湧に派遣した巡検4人が罪人の李を逮捕できなかった罪により、罷免状が下付された。</p>
22	光武7年5月8日	鍾城郡居住の金明禧など		古間島(鍾城対岸)	境界警務署鍾城分署	鍾城に住む金などが鍾城分署を訪れて、光武7年2月25日にも訴えたが、鍾城対岸の古間島一円を以前のように、朝鮮領土として、耕食の地にしていくことを要請した。これに対し、鍾城分署は、京城に伝えるので、古間島を退出し、鍾城分署からの指令を待ってもらいたいと回答した。 <p>光武7年5月9日 古間島の田税帳簿を検査していたところ、795両9錢6分の行跡が行方不明となったので、住民の吳享俊ら4名に5日以内に返納することを命じた。返納したが、吳と鄭徳喬を拘留した。</p>



23	光武7年5月14日	間島居住の朴総角	間島	間島 警務署 鍾城分 署 巡検2名 (金 萬奉、崔道玄) 稷城郡衛 巡検 (李允吉など)	[稷城郡→辺界警務署鍾城分署へ依頼・間島での捜査は、辺界警務署が担当していた事例] 稷城巡校 (稷城郡衛付属の巡検) 李允吉などが、間島に住む朴君實とその弟の朴総角を捉え詢問してもらいたいという稷城郡守の請求書を持参してきたので、鍾城分署の巡検2名と稷城巡校らとともに、間島に派遣された。 光武7年5月15日 間島に派遣されていた巡検らは罪人を捕らえて帰署した。身柄を稷城巡校に託し郡衛に護送させ、あわせて、郡守への回答書を持参させた。
24	光武7年5月16日	慶源居住の朴	間島	辺界警務署 会寧大 署 辺界警務署 鍾城分 署 巡検2名 (安 基仁、李興英)	事件の内容 慶源に住む朴が間島瑯春に住む韓青松への貸金を取り戻すために会寧大署に呈訴した。大署から鍾城分署への指令は鍾城分署から巡検を派遣し逮捕した上で、会寧大署に押送せよということであったため、巡検2名を瑯春に派遣した。 事件への対応・結果 光武7年5月20日 巡検2名が韓を捕捉し、帰署した。
25	光武7年5月30日	間島江西右洞 (鍾城対岸) の金秉孝	間島	辺界警務署 鍾城分 署	事件の内容 間島江西右洞に住む金秉孝の訴えによると、間島厚洞に住む金京順が、原告金秉孝の子を誘引してともに賭博をして、瞬く間に1000余両を支出させ、その上、原告金の家にある農牛1頭を奪い去り、残金900両の手形として、払わせようと連日督促しているということであった。 事件への対応・結果 間島に巡検を派して逮捕したところ、金京順が自白したので、900両の手形を鍾城分署に上納させ、牛も2日以内に上納させるように命じた。 光武7年6月2日 金京順に牛を返還させて、奪取した金も支払われたので、これを原告に引き渡した。
26	光武7年6月2日	間島江西龍化社居住の金布京	間島	辺界警務署 鍾城分 署 巡検2名	事件の内容 間島江西龍化社に住む金の訴告によれば、3年前8月に稷城懐洞に住む李茂京に耳麥4石を売ったが今になって購買したことを知らないと言いつ出したということだった。 事件への対応・結果 このため、鍾城分署から巡検2名を李の逮捕のため派遣した。当日に李を捉えて来て拘囚した。 光武7年6月3日 拘囚した李を詢問したところ、訴えが事実だと判明したので、20日以内に済納させることとした。 光武7年6月4日 罪囚の李に耳麥価格を出させて、説諭の後、価金を原告に給付した後、釈放した。
27	光武7年6月3日	間島湖川浦居住の朴潤五	間島	辺界警務署 鍾城分 署 巡検1名 (朴 秀永)	事件の内容 間島湖川浦に住む朴の訴告によれば、間島居住の姜と名乗る者が貸金を返さないということであった。 事件への対応・結果 金銭督促のために巡検を派遣した。巡検の回報によると、債人の姜の家勢が甚だ困難なので、わずくかだが10両を出させ原告に引渡し、残金60余両は、秋を期限として出給するという証文を領取したということである。

28	光武7年6月23日	問島江西居住の金錫祚の妻	問島江西居住の金錫祚の妻が、鍾城分署に対して、鍾城分署から江西羅羅端に派遣されている巡検2名の拳動が不善である口訴した。	問島	鍾城分署から江西羅羅端に派遣されている巡検2名の拳動が不善である口訴した。	鍾城分署は2名の巡検を罷免した。
29	光武7年8月24日			清国官衙 辺界警務署鍾城分署	鍾城対岸光霽峪の清国官衙からきた照会を鍾城分署が受け取ったが、吉林から、韓国外部に送るべきものであるため、まず、鍾城分署に対して、照会2件、罪人3人(朝鮮人)を伝送することであった。	
30	光武7年10月10日	鍾城分署の巡検李圭徴	清兵	問島	[辺界警務署から巡検が犯人逮捕・押送のため、問島に入っ、清兵に捕まることがあっても、鍾城分署の照会で比較的早く釈放されていたことが分かる事例2] 問島江西人が鍾城分署に報告したことによると、問島に派遣された鍾城分署巡検の李圭徴が帰路、清兵に捕捉されたということがある。鍾城分署は清国に照会をし、巡検の李昌実を派遣したところ、李昌実が拘束された李圭徴とともに帰署した。	
31	光武7年10月15日	茂山鎮衛隊兵士	清国人2名	問島	[朝鮮の鎮衛隊兵士が清国人を殺害した事例] [事件の内容] 茂山鎮衛隊の兵士が清国人2名を殺害するという事件があり、清人は茂山対岸の問島に居住する朝鮮人家屋を焼き払うと声言したということがあった。 [事件への対応・結果] 午前6時に鍾城分署署長、警務官2名は権任および巡検20名を引率し、鎮衛隊参領、茂山郡守とともに光霽峪の清国官衙に行き、清側の官憲と事件について話し合い、妥結して午後7時に帰署した。	

32	光武7年11月17日	朝鮮人	清国人	間島	朝鮮側：辺界警務署 鍾城分署 清国側：延吉庁	<p>〔間島で生じた朝清間の殺人事件について、朝清が合同で検証した事例〕</p> <p>事件の内容 〔帽児山前殺人事件〕 光武6年陰正月29日（1902年3月8日）に間島北都所帽児山前で清人が斧で朝鮮人を殺害した事件が起こった。光武7年11月17日に朝鮮から求刑のため総巡以下（鍾城分署から）延吉庁で会同した。加害の清人がついに死罪に処せられることとなった。</p> <p>事件への対応・結果 光武7年11月16日 帽児山前殺人事件で、鍾城分署から清国延吉庁に照会した。 光武7年11月17日 本総巡が権任2名を率いて、被害現場の証人4名（いずれも朝鮮人で、内1名の金明東は間島の龍井村から北1里に住んでおり、この事件を知る者は多いということであった）を同伴して、延吉庁員と会同審査のため、間島北崗に向かった。その結果、加害者の清人が死刑に処せられることとなった。 光武7年11月23日 本総巡に随護していた巡検の李昌実に対して本総巡書札（加害者服罪の状況の報告）、清国の公文1通（治罪判決の通報）を携行させて鍾城分署へ行かせた。 光武7年11月24日 清国の公文をさらに辺界警務署会寧大署に送付した。会寧大署が鍾城分署から間島に会同審査に行っている総巡を帰署させる訓令を発令した。 光武7年11月25日 鍾城分署の総巡らは帰署した。</p>
33	光武8年1月9日	全昌吉	間島江西虚門居住の沈吉龍	間島	辺界警務署鍾城分署 権任1名（李台煥）、巡検1名（李昌実）	<p>事件への対応・結果 全昌吉の訴告により間島江西虚門居住の沈吉龍を捉えるため、鍾城分署から権任心得と巡検を派遣した。 光武8年1月10日 権任心得と巡検は、沈吉龍が不在だったので、沈吉龍の父を代人として捉えて帰署した。 光武8年3月12日 沈吉龍の父を答刑20度に処し、説諭を加えて放免した。</p>
34	光武8年1月13日	門巖洞居住の李晋洙	間島の子洞（鍾城対岸）居住の蔡供俊	間島	辺界警務署鍾城分署 権任1名（李台煥）、巡検2名	<p>事件の内容 門巖洞に住む李の訴告により、今月初め、権任、巡検2名とともに子洞の蔡の家に出張して、蔡本人を捉来した。訴告の内容は、蔡が李の家に来てきて、木綿3疋を脅し取ったということであった。</p> <p>事件への対応・結果 捉えて来た蔡を訊問したところ、訴告のとおりであったので、蔡が取得した木綿3疋を没収し、李に還給した。</p>

35	光武8年1月22日	問島琿春土城居住の姜鶴世、崔成世	問島	問島	<p>事件の内容 会寧大署から琿春土城に住む姜、崔の2人を召喚押送するよう訓令が鍾城分署に下った。</p> <p>事件への対応・結果 光武8年1月23日 会寧大署の訓令により、姜、崔の2人を召喚するために、巡檢2名を派遣した。</p> <p>光武8年1月28日 巡檢2名が姜と崔の2人を捕捉して帰ってきたので、即日、会寧大署に押送した。</p>	<p>辺界警務署会寧大署</p> <p>辺界警務署鍾城分署 巡檢2名(金萬奉、韓鳳善)</p>
36	光武8年1月25日	朝鮮から問島に派遣された北墾島管理使の管理属員	問島	問島	<p>事件の内容 問島北崗の清兵が朝鮮から問島に派遣されている管理使属員を捉え去った。また、清国が光霽峪に増兵している件が明らかとなったので鍾城分署では報告書を調製し、会寧大署に送った。</p> <p>事件への対応・結果 光武8年1月26日 鎮衛隊參領金命煥が清員と談判に行く道中、鍾城分署に滞在した。</p> <p>光武8年2月1日 鎮衛隊參領が1枝兵を率いて豆満江を越えて光霽峪に赴き、延吉庁同知陳作彦と統領胡殿甲と終日、清兵が管理属員を捉え去った事件について談判したが、決を採ることができずに鍾城分署に帰ってきた。</p> <p>光武8年2月3日 鎮衛隊參領は大隊にもどった。</p>	<p>朝鮮側：朝鮮鎮衛隊參領 清国側：延吉庁同知 陳作彦 統領 胡殿甲</p>
37	光武8年2月7日	朝鮮人民 穩城鎮衛隊中隊副尉 および兵10余名	問島	問島	<p>事件への対応・結果 穩城鎮衛隊中隊長の潘敦植が兵20名を率いて、鍾城分署にきた。その理由を探聴すると、朝鮮人民の薪柴を載せた数十車が対岸の清国の駐防兵張丈生に抑留されたという告訴が穩城中隊あてにあったので、清国官憲と質決しようとして、崔副尉が兵10余名を率いて豆満江を越えようと、清兵が逃げて射撃してきた。このため、兵士1名が負傷し、崔副尉は余兵とともに執護されて、統領胡殿甲の营に向かうということがあった。</p> <p>鎮衛隊參領は、清兵にとらわれた兵士を放還するため鍾城郡に滞り計を議することになった。潘隊長は胡殿甲に私書を書いて送った。</p> <p>光武8年2月8日 鍾城分署は、以上のことを会寧大署に上達した。</p>	穩城鎮衛隊
38	光武8年2月9日		問島	問島	鍾城分署から、鍾城対岸問島で清兵がますます猖獗なので、報告書を作り、辺界警務署会寧大署に上達した。	辺界警務署鍾城分署
39	光武9年2月18日				清国の琿春副都統から照会1通が鍾城分署に届いた(内容は日記中に書かれていない)	辺界警務署鍾城分署

40	光武8年2月19日	清国兵	朝鮮鍾城	鍾城居住朝鮮人	朝鮮鍾城	(鍾城) 鎮衛隊 辺界警務署鍾城分 署 権任、巡検	<p>〔朝鮮で朝鮮鎮衛隊と清国兵士が衝突した事例〕 事件の内容 鎮衛隊20名が出駐して鍾城付近の香山を防守していたところ、清兵4名が銃を持って豆満江を越えて朝鮮側に来て、行人を擄掠しようとしたので、当該村民が鎮衛隊兵丁に告げた。このため、鎮衛隊兵丁が駆逐しようとしたところ、清兵が銃を撃ったが逃げ去り、鎮衛隊の兵士も銃を発射したが、両兵に幸い死傷者が出なかった。</p> <p>しかし、間島和龍嶺の清国兵士が銃声を聞いて、いっせいに香山に到着したので、当該地方の人民が喫驚し逃走した。これを鎮衛隊に通報したところ、1小隊を出して対した。</p> <p>事件への対応・結果 鍾城分署からは、権任と巡検を類派して、香山に赴き民家に申筋して飯を炊き兵食に供した。清国から来た馬歩、各軍が帰っていったため、我軍も夜半に至り還隊し、ただ数十余を駐めて民心を鎮めた。権任、巡検、また当該夜署に帰り、現地にはただ警報する者を数名置いた。</p> <p>光武8年2月20日 この鍾城香山の清兵の変事について、鍾城分署では報告書を作成し、会寧大署に上送した。</p> <p>光武8年2月23日 清軍の状況を偵察するため、鍾城分署から2名を派遣した。</p>
41	光武8年3月1日	辺界警務署鍾城分署	間島	間島瓦梁居住前総 巡金致云	間島	辺界警務署会寧大 署 巡検2名(金 秉徳、韓馬烈)	<p>事件の内容 会寧大署の訓令により、前総巡金が鍾城分署の公金を欠損させた事件のため、前総巡金の子を召喚して当該銭188両2錢8分を督促するために、権任と巡検を間島瓦梁に派遣した。</p> <p>事件への対応・結果 光武8年3月19日 間島に派送された権任の回報によれば、前総巡金の姪で、慶興に住む金奥吉に移督すれば、必ず速やかに刷納するという情願であったので、そうすることにし、この件についての報告書を会寧大署に送付した。</p>
42	光武8年3月2日	鍾城郡居住の成文錫	間島	間島居住金申烈	間島	辺界警務署鍾城分 署 巡検2名(金 萬奉、尹在完)	<p>事件の内容 鍾城郡に住む成文錫が間島居住金甲烈に400両を請求する訴訟を起こした。</p> <p>事件への対応・結果 巡検2名を間島に派遣し、同日2日に間島に住む金を拘引した。</p> <p>光武8年3月3日 在囚の金を鍾城分署で糺問したところ、訴状のとおりだったたので、正月26日[3月12日]に返済する証書を差し出させた。</p> <p>光武8年3月20日 在囚の金は成に支払うべき390余両を完納し、今後このような道理に悖る行為をしないよう説諭し放免した。</p>

43	光武8年3月6日	稷城駐劄隊兵丁5名	清国の捕盜練軍 [1907年には巡防 隊] 吉安營	問島	辺界警務署鍾城分 署 権任1名 (金冕泓) 巡檢1 名(朴洙永) 朝鮮鎮衛隊稷城駐 劄隊 辺界警務署會寧大 署	<p>[問島で駐劄隊の兵丁が清兵に連れ去られた事件で清国との交渉担当を辺界警務署が担当した事例]</p> <p>事件の内容 稷城駐劄隊兵丁5名が清国捕盜練軍吉安營に捉えられ、統領胡殿甲へ公照会1通、公文書翰1通發送のため、鍾城分署から権任、巡檢を派遣した。</p> <p>事件への対応・結果 光武8年3月10日 吉安營に派遣された権任、巡檢は統領胡殿甲、延吉庁同知陳の答照1通、書翰1通、鎮衛隊參領宛照会1通、兵丁1名を連れて歸署した。 光武8年3月12日 また、鍾城分署から胡殿甲、陳作彦への覆照を作り、巡檢2名を吉安營に派遣した。 光武8年3月16日 吉安營に派遣した巡檢2名が統領胡殿甲の覆照1通および捕えられた兵丁1名を連れて鍾城分署に帰ってきた。胡殿甲の意向は、鎮衛隊參領の照会には復答しないということであった。 光武8年4月9日 胡殿甲の元に捕えられていた稷城駐劄隊兵丁3名を會寧大署署長に回送する件について、清兵3名が辺界警務署各署長および全總巡宛の來翰を持ってきて、稷城駐劄隊に伝えた。稷城駐劄隊から兵丁1名が鍾城分署に伝致した。</p>
44	光武8年3月8日	鍾城付近香山居住の郭鎮翼	問島居住の金甲烈	問島	辺界警務署鍾城分 署	<p>事件の内容 金甲烈は負債を期限を越えても滞納したため、鍾城付近香山に住む郭が訴えた。</p> <p>事件への対応・結果 被告の金を捉え、鍾城分署で事実調査をした。 光武8年3月15日 郭の訴えのとおりだったので、金を答刑20回に処し、3日以内に完納しなければならぬと口供して、釈放した。</p>
45	光武8年3月10日	問島居住の玄太俊	韓乎世	問島	辺界警務署鍾城分 署	<p>事件の内容 問島に住む玄が牛皮6領をなくし、韓を探索し牛皮を盗ったとして、韓を自ら捉え、鍾城分署に連れてきたため、韓に枷をして牢囚した。</p> <p>事件への対応・結果 光武8年3月12日 鍾城分署では、牢囚した韓と訴えた玄と対質させた。牛皮は本来明川の李化瑞という人物の物で、玄に預けておいたという証書を持ってきたら、牛皮を李に渡すという内容を約定したにもかかわらず、玄は牛皮6領を紛失した。そこで、玄は自分で調査し、韓の住居を訪ねたところ、牛皮1領を発見した。玄は韓が牛皮を奪ったと考えたが、牛皮6領の代金を韓に支払うことで示談にした。しかし、玄は、故意に韓を鍾城分署に訴えたのであった。鍾城分署では、玄の心術が陰險であるとして、韓には、若干の説諭を加えて放免し、玄も同時に逐出した。</p>

46	光武8年3月11日		問島	問島	辺界警務署鍾城分署	<p>[鍾城分署で罷免した巡検の交代要員を問島の民間人から選抜した事例]</p> <p>鍾城分署は、巡検の金道享を罷免した代わりの巡検として、問島居住の許烈を選抜した。</p>
47	光武8年3月12日	問島三峰峴居住の申子万	問島	金桓圭	辺界警務署鍾城分署	<p><b>事件とその対応</b> 問島三峰峴居住の申は、金が支払わない120両を請求する目的で鍾城分署に來訴した。鍾城分署では審査し、被告の金を召喚する指令を出した。</p>
48	光武8年3月14日	問島清国分防庁の駐在兵2名	問島		清国側：捕盜練軍朝鮮側：辺界警務署鍾城分署 辺界警務署鍾城分署 巡検1名(李昌実)	<p>[清国捕盜練軍統領から、問島での朝鮮人の事件について、鍾城分署に直接照会があった事例]</p> <p><b>事件の内容</b> 清人の馬匹2頭が紛失したため、問島にある清国分防庁の駐在兵2名が統領胡殿甲の公照を1通持って、鍾城分署に來たので、その受領書を送った。</p> <p><b>事件への対応・結果</b></p> <p>光武8年3月15日 清官の照会によると、問島三峰峴里に住む許順京が昨年12月初旬に馬2頭を買ったということだったので、実査のために巡検1名を問島に派遣し、許を鍾城分署に召喚してきた。許を査問したところ、問島の太拉子に住む金仲三の馬2匹を代価170両で買ったが、当初は、金は現時の証憑がないのに無鞍の馬を個人的に購入するのは疑わしいので、応じなかった。</p> <p>しかし、当時その場に居た鍾城分署の成文錫が「警務署の証明書を添付させて売買すれば何の問題があるか」と述べ、成文錫の名義で当該証明書を受理したのであった。</p> <p>当該馬主の金仲三を鍾城分署の召喚して、査拵した後で、本来、馬の代価は數に准じて給与すべきであるということ</p> <p>で、帰らせた。</p> <p>光武8年3月18日 清人邵興元の馬2匹が喪失した件に関する來照に対し、覆照1通を作成した。</p> <p>光武8年3月19日 清人邵の馬2匹を交送するという覆照と昨日作成した覆照1通、公翰1通を携行させ、權任と巡検を局子街にいる胡統領と陳延吉庁同知のところへ派出させた。</p>
49	光武8年3月20日	問島三峰峴居住の金九瑞	問島	問島湖川浦居住の申文三	辺界警務署鍾城分署 巡検1名(尹在完)	<p><b>事件の内容</b> 三峰峴居住の金から鍾城分署に口訴があった。ある人物が自分の家に一夜泊まり、翌日出かけた後数日して、湖川浦居住の申が自分の家を訪れて、話したところによると「過日汝の家に泊まった人物は、ロシア紙幣20枚と羊皮裘1領をその家の主人に預けたというので受領に來た」ということであった。これは明白に虚偽であるので、隣人も会同して拵した。</p> <p>また、先日実際に金の家に宿泊した人物が戻ってきたので、当該人物も交えて鍾城分署に申を捉えて査拵してもらいたいと訴えてきたので、巡検を湖川浦に派遣した。</p> <p><b>事件への対応・結果</b></p> <p>光武8年3月21日 巡検が湖川浦にいる申を捉えて來た後で、査拵した後、説諭し放免した。</p>

50	光武8年3月23日	鍾城居住の呉允文の家兄	清国人	間島	境界警務署鍾城分署 権任1名(李台煥)	<p>【朝鮮人が間島に入ったところ、清国人に捕らえられた事例】</p> <p>事件の内容 鍾城分署の署長が押牢している2名と巡検1名を率いて、会寧大署に出張した。会寧大署の権任の面裏によろると、鍾城居住の呉の家兄が単身で間島に赴いたところ、清国人に捉え去られるという事件があったので、署長(鍾城分署)の名刺を持たせ、鍾城分署の権任を間島の光霽略に派遣した。</p> <p>事件への対応・結果 しかし、派遣された権任は、呉の家兄を連れ戻すことができないまま、帰署した。</p>
51	光武8年3月28日	鍾城郡の朝鮮人	(清兵)	鍾城対岸の間島、豆溝江北岸周辺	(抗議行動を行った鍾城の朝鮮人に対して) 鍾城郡守 鎮衛隊参領	<p>【北塞島管理使李範允からの間島での行動に対する清国側の抗議と朝鮮人の抗議行動】</p> <p>午後7時に鍾城郡民が北塞島管理使の庁舎に集結し、清国側が間島との交通を杜絶した件について、苦情を唱えていた。清国側の要求は、次のようであった。近日、清兵が朝鮮からの間島への越江を監守し、朝鮮人を侵掠するの、管理属員である李汝俊、池云京などが問題だからである。まず、管理属員を撤回すれば、間島へ以前のように通渉することできるとした。このため、鍾城郡では新や火を持った朝鮮人の喧擾の声を振るった。鍾城郡守および鎮衛隊参領はこれを聞き、郡守は特に任員を送り曉諭させ、参領は自ら管理所に赴きこのようなことをしてはならないと演説した。集まっていた朝鮮人は、各々家に帰り、平安に止宿し、後日の処理を待つようにと伝えた。管理使李範允は、次の日上京するということであった。</p> <p>【清兵と朝鮮の管理兵との衝突】</p> <p>光武8年4月14日 鍾城分署の権任が聞いてきたことによれば、朝鮮の北塞島管理使の属員の兵(私砲隊)100名が清兵に負けて清国側に拘束された。</p> <p>光武8年4月22日 教習の羅が伝えるところによれば、鎮衛隊参領は、茂山での朝清の衝突により、本隊兵丁を領率して会寧にくるということであった。</p>
52	光武8年4月18日	鍾城郡居住の李任然 鍾城郡民	清員 清人	間島		<p>【清国官憲による間島からの朝鮮人農民の追い出し】</p> <p>鍾城郡に住む李が間島和龍峪に赴き古間島に4500両を支払って土地を購入し、本郡民に受賂銭(小作料)を出し、耕作させようとしたが、清員が1人の朝鮮人の越農を許さないうえ、まだ実行できないという。</p> <p>光武8年4月19日 李は、古間島を越耕するためにお金を納めたという。</p> <p>光武8年5月21日 古間島を小作に分給する際に、清人6名が馬に乗って、朝鮮人を駆逐乱打したため、朝鮮人が追われて戻ってきた。</p>



53	光武8年5月23日	鍾城郡民	清人	問島	問島	郡民が問島の田を耕作し、種を播こうとした時、清人数名が、銃や棒を使って駆逐した。このことを鍾城分署で報告書を作成し、会寧大署に上送した。
54	光武8年5月25日			朝鮮鍾城から問島へ	辺界警務署鍾城分署 巡検2名(金丙徳、韓雨烈) 巡検2名(張淇龍、金允九) 権任1名(李台煥) ロシア軍	[朝鮮がロシア軍を背景に清国と談判した事例] 露兵27名と露官1名、馬匹32頭が行営から鍾城郡に来て書記庁および軍官庁に宿泊した。船人の金大汝と朴昌浅の2人を召喚するため、巡検2名を派遣した。鍾城分署から鶏卵100個を巡検2名に齎して、露人の宿舎に伝致した。 光武8年5月26日 露官1名が露兵4名、鍾城分署の権任かつ通訳担当の李台煥1名を率いて豆満江を越え、光霽峪に赴き、清国営官の候国瑞と相互に防殺のことを談判した。その後、露兵らは、鍾城の宿舎に回来したので、鍾城分署から若干の酒肴で接待した。その後、慶源に向かうということなので、巡検1名、兵丁1名を道案内として、露官、露兵らは慶源に出発した。
55	光武8年5月27日	鍾城分署から問島に派遣された署員	清人	問島	問島	[鍾城分署から派遣された署員が清人に襲われた事例] 鍾城分署から、鎮衛大隊による照会を携え、統領胡殿甲に渡すために送られた署員が、豆満江を越えたところ、公照、軍刀、服装全てを奪われた。このため、総巡がその署員を罷免し、即日、もう一度鎮衛大隊のところへ向かった。 光武8年5月28日 総巡は巡検2名を率いて、鎮衛大隊の照会1通を胡殿甲に伝致するために携えて鍾城分署にもどる。 光武8年5月29日 鎮衛大隊からの胡殿甲宛照会1通を巡検2名に携行させ、問島光霽峪に送らせたと、翌30日に胡殿甲の受領書を携え鍾城分署に帰った。巡検3名(以上間島居住者)は、豆満江の通渉は極めて難しいようなので、交通の便宜をはかるよう取り計らいを鍾城分署に懇願した。
56	光武8年5月30日	鍾城対岸古問島の朝鮮人耕作権者	清人3名	問島	問島	[問島で豆満江南岸側の朝鮮人が農業をすることは困難に]ある朝鮮人が豆満江北岸の古問島で耕種したいと鍾城分署に伝えてきたので、事前に探偵のため、鍾城分署は巡検2名を派遣した。その報告によれば、清人3名がすでに耕種していることが分かった。
57	光武8年5月30日			問島	問島	[清兵に対して、ロシア軍が対応] 清兵2000余名が光霽峪に来着したということなので、鍾城分署では、鎮北樓 [監視塔] で巡検に監視させた。 光武8年5月31日 午前7時鍾城の香山から露官2名が騎兵50余名を率いてただちに光霽峪に赴いたが、午前9時に光霽峪を出て局子街 [延吉庁所在地] に向かった。

58	光武8年陰6月 [日付原史料にも なし]	鍾城居住の文昌興	問島琿春在住の崔 仲敏（もともとは 鏡城郡民）	問島	辺界警務署鍾城分 署 総巡	<p>[鍾城郡居住者の鍾城分署への訴告書]</p> <p>13年前原告文の父は鏡城に居た時、同郡民の崔仲敏が琿春で行う米穀販売業のため出資した。しかし、241両9分が負債として残ったにもかかわらず、崔が返済しなかったため、当時、文の父は鏡城郡に訴告した。しかし、崔は問島へ逃亡した。</p> <p>昨年の8月になり、問島東盛湧で文と遭遇したところ、崔は、数年前から問島上泉坪に居を移したということであった。昨年12月には、負債を返済するということを明確に期日を設けて約束した。その後、崔は、1000余金を得て、他の人々の負債の返済に充てたが、ただ文の父に対する借金は返済しなかった。</p> <p>原告の文は、このような不条理はあるかと思ひ、事が甚だ痛恨であるので訴告するにいたった。審理して、崔仲敏を鍾城分署に捉致して、右錢241両9分に13年の利子をつけて返済させて、自分に損がないようにして欲しいことを望むと訴えた。</p> <p>[上の訴告書に対する鍾城分署総巡の判断]</p> <p>訴えたところに拠れば、この崔仲敏の所為は甚だ不当なので、審理のために、問島に住む崔民敏を捉えてきて処理すべきであると判断した。</p>
----	----------------------------	----------	-------------------------------	----	------------------	--